

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

- 凡例 -
:計画, :実績

[不正をしない意識・正す姿勢]

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
コンプライアンス最優先の徹底	コンプライアンス経営推進宣言 2 - (日常業務化)	コンプライアンス経営推進宣言【完了】 コンプライアンス遵守の誓約【日常業務化】 役員および組織の責任者による「コンプライアンス経営推進誓約書」への署名を計画どおり人事異動時に実施していることが確認され、また、年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化とする。 (前回報告時には「現行内容継続」施策としたが、全社コンプライアンス推進計画に織り込みPDCAを回すことにより、「日常業務化」施策に移行) コンプライアンス遵守の誓約について、全社コンプライアンス推進計画に明記し、評価・改善を行っていく。																		
	信頼回復・企業再生に向けた取り組みを進めるにあたり、コンプライアンス経営推進の責務について自覚を促し、その意識を高めるため、役員および各組織の責任者が誓約を行う。																			
企業倫理委員会の機能強化 1 - (完了)	社外委員を増員するとともに、審議事項の見直しを行う等、企業倫理委員会の機能強化を図る。 また、審議概要を公開し、審議の透明性を高める。 a. 社外委員の増員 b. 審議事項の充実 c. 審議概要の社外への公開	【完了】																		
コンプライアンス強調月間の設定 2 - (日常業務化)	コンプライアンス強調月間を設定し、継続的な意識向上を図る。	職場実態・社員意識調査結果を踏まえ、必要に応じてH19年度実施内容を見直しのうえ、11月に「コンプライアンス強調月間」を実施する。 年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。	【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査を実施し、「職場のコンプライアンス意識」等に関する質問項目の評価が「前年並以上となっていることで、各職場におけるコンプライアンス意識の浸透度を評価する。」	コンプライアンス推進部門	全社											(実施状況) 全社コンプライアンス推進計画に織り込み(4/24) 職場実態・社員意識調査の実施(5/27~6/9) 職場実態・社員意識調査結果を踏まえ、当初計画どおり11月に強調月間を実施(10/24実施文書を発信)。 なお、職場の繁忙感も考慮し一部施策の実施時期をずらすこととした。 (課題・問題点) - (見直し内容) -	(主管部門評価結果) 平成20年度の意識調査結果において、「職場のコンプライアンス意識」等に関する質問項目の評価が前年に比べ上昇しており(+2.9p)、コンプライアンス強調月間の設定およびその諸施策の効果が上がり、各職場におけるコンプライアンス意識の浸透度が高まっているものと評価。 (内部監査部門評価結果) 以下の状況を確認した結果、日常業務化されることは妥当であると評価する。 ルール化の状況 全社コンプライアンス推進計画に織り込んでいることを確認した。 実施状況 11月をコンプライアンス強調月間に設定し、コンプライアンスに対する社員の意識喚起、一連の不適切事案から得た教訓の風化防止のための諸施策が実施されていることを確認した。また、職場実態・社員意識調査等を実施し、職場におけるコンプライアンス意識の浸透度の評価を行っていることを意識調査結果により確認した。 継続的改善の状況 全社コンプライアンス推進計画にコンプライアンス強調月間を明記して実施し、職場実態・社員意識調査等により施策の評価を行い、適宜具体的内容の見直しを行うことにより継続的に実施することを確認した。	【日常業務化】 来年度以降も年度ごとの全社コンプライアンス推進計画へ継続的に織り込むことにより日常業務化とする。 全社コンプライアンス推進計画(P)にもとづき実施し(D)、職場実態・社員意識調査等により施策の評価(C)を行い、より実効性を高め、マンネリ化を防ぐべく、適宜具体的内容の見直し(A)を行う。		
コンプライアンス意識が習慣として根付く仕組みづくり 2 - (日常業務化)	全社員が常にコンプライアンスを自分の問題として意識するよう、日々の業務において、社員一人ひとりが法令遵守や企業倫理綱領に示す社員行動規範について考え、自らの行動を振り返る仕組みを設ける。	PC画面を利用した「3つの行動」の意識付けや風化防止ビデオの放映による意識喚起を行う。(職場実態・社員意識調査結果を踏まえ、必要に応じて実施内容を追加・見直し)年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。	【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査を実施し、「社員個人のコンプライアンス意識」等に関する質問項目の評価が「前年並以上となっていることで、社員へのコンプライアンス意識の浸透度を評価する。」	コンプライアンス推進部門	全社											(実施状況) 全社コンプライアンス推進計画に織り込み(4/24) パソコン画面を利用した仕組み(H19年7月~) 職場実態・社員意識調査の実施(5/27~6/9) 実施状況および職場実態・社員意識調査結果をアドバイザーボードに報告(9/22) 強調月間には、今年度リニューアルした風化防止ビデオを全事業所等で視聴するとともに、パソコン画面にコンプライアンス行動を促す名言・格言等を紹介し(週2回程度)、意識高揚を図った(10/24実施文書を発信)。 パソコン画面の名言・格言は、平成20年12月に実施した強調月間施策に関するアンケートにおいて好評であったことから、平成21年1月より掲載を再開(週2回)し、意識高揚を図っている。(1/5ポータル画面で社員周知)。 (課題・問題点) - (見直し内容) -	(主管部門評価結果) 平成20年度の意識調査結果において、「社員個人のコンプライアンス意識」等に関する質問項目の評価が前年に比べ上昇しており(+2.5p)、PC画面への出画、風化防止ビデオ等の効果が上がり社員のコンプライアンス意識の浸透度が着実に高まっているものと評価。 (参考)H20年度の取り組み評価 平成20年12月に実施した強調月間施策に関するアンケートにおいて、風化防止ビデオ、パソコン画面の名言・格言が参考になったとの回答割合は、それぞれ93%、82%となっており、有効性は高く評価されている。 (内部監査部門評価結果) 以下の状況を確認した結果、日常業務化されることは妥当であると評価する。 ルール化の状況 全社コンプライアンス推進計画に織り込んでいることを確認した。 実施状況 PC画面を利用した「3つの行動」の意識付けや風化防止ビデオの放映により意識喚起が行われていることを確認した。また、職場実態・社員意識調査等を実施し、社員のコンプライアンス意識の浸透度の評価を行っていることを意識調査結果により確認した。 継続的改善の状況 本施策をコンプライアンス強調月間施策と位置付け、年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込み実施し、職場実態・社員意識調査等により施策の評価を行い、適宜具体的内容の見直しを行うことにより継続的に実施することを確認した。	【日常業務化】 本施策をコンプライアンス強調月間施策と位置付け、来年度以降も年度ごとの全社コンプライアンス推進計画にコンプライアンス強調月間を継続的に織り込むことにより日常業務化とする。 全社コンプライアンス推進計画(P)にもとづき実施し(D)、職場実態・社員意識調査等により施策の評価(C)を行い、より実効性を高め、マンネリ化を防ぐべく、適宜具体的内容の見直し(A)を行う。		

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

- 凡例 -
:計画, :実績

【不正をしない意識・正す姿勢】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
	経営層等を対象とした研修の充実 2 - (日常業務化)	<p>内容の充実を図り実施したH19年度研修については、受講者の評価も高かったことから、H20年度は、H19年度の内容をベースに、研修効果の向上に向けた改良を加え、講義形式・討議形式の研修を実施する。</p> <p>年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。</p>	<p>研修実施の都度、アンケートを実施し、研修効果があったとの評価(5段階評価の上位2段階)の割合が70%以上あることにより、効果を評価する。</p>	コンプライアンス推進部門	<p>経営層</p> <p>グループ企業トップ</p> <p>コンプライアンス推進責任者(事業所長クラス)</p>													<p>(実施状況)</p> <p>全社コンプライアンス推進計画に織り込み(4/24)</p> <p>経営層、グループ企業トップ、コンプライアンス推進責任者(事業所長クラス)、本社部長・MGを対象としたコンプライアンス特別研修として、社外講師による講義研修を実施。(6/30)</p> <p>コンプライアンス推進責任者・推進役(事業所長等)を対象に、コンプライアンス強調月間施策の職場展開等に向けた研修を実施。(10/8~22,計7回)</p> <p>強調月間に経営層(11/8)、グループ企業トップ(11/7)を対象とした討議形式の研修を実施。</p> <p>(課題・問題点)</p> <p>-</p> <p>(見直し内容)</p> <p>-</p>	<p>(主管部門評価結果)</p> <p>平成19年度の研修後に実施したアンケートにおいて、判断能力、率先垂範意識の向上に効果があったとの評価が90%であり、研修の実効性が高く評価された。平成20年6月に実施した研修についても、今後のコンプライアンス経営の推進に役立つ内容であったとの評価が94%であり、来年度以降も全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化する。</p> <p>(参考)H20年度の取り組み評価</p> <p>平成20年11月に実施した研修についても、今後のコンプライアンス経営の推進に役立つ内容であったとの評価が90%であり、研修の実効性が高く評価されている。</p> <p>(内部監査部門評価結果)</p> <p>以下の状況を確認した結果、日常業務化されることは妥当であると評価する。</p> <p>ルール化の状況</p> <p>全社コンプライアンス推進計画に織り込んでいることを確認した。</p> <p>実施状況</p> <p>経営層、グループ会社トップ、コンプライアンス推進責任者、本社部長・MGを対象とした研修が実施されたことを確認した。また、研修後のアンケートを実施し研修の実効性の評価を行っていることをアンケート結果により確認した。</p> <p>継続的改善の状況</p> <p>本施策を全社共通のコンプライアンス研修の一施策と位置付け、年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込み実施し、受講者アンケートにより施策の評価を行い、適宜具体的内容の見直しを行うことにより継続的に実施することを確認した。</p>	<p>【日常業務化】</p> <p>本施策を全社共通のコンプライアンス研修の一施策と位置付け、来年度以降も年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に同研修を継続的に織り込むことにより日常業務化とする。</p> <p>全社コンプライアンス推進計画(P)にもとづき実施し(D)、研修実施の都度、受講者アンケートを実施することにより、施策の評価(C)を行い、より実効性を高め、マンネリ化を防ぐべく、適宜具体的内容の見直し(A)を行う。</p>

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

- 凡例 -
:計画, :実績

[不正をしない意識・正す姿勢]

再発防止対策	具体的内容	評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
					上期						下期								
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
<p>職場展開のための研修の充実 2 - (日常業務化)</p> <p>職場での効果的な研修や問題への適切な対応を行うため、コンプライアンス推進役(事業所副所長クラス)を対象とした研修の充実を図る。また、e-ラーニング(パソコンを活用した研修)により職場での研修を充実する。</p>	<p>a. コンプライアンス推進役研修 内容の充実を図り実施したH19年度研修については、受講者の評価も高かったことから、H20年度は、H19年度の内容をベースに、職場実態・社員意識調査結果を踏まえて必要に応じた研修内容の見直しを行い、相談対応研修や教育インストラクター研修等を実施する。 年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。</p>	<p>研修実施後の受講者アンケートで研修効果があったとの評価(5段階評価の上位2段階)の割合が70%以上であることにより、効果を評価する。 【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査により、職場におけるコンプライアンス意識の定着度合い等を把握する。(研修実施後の受講者アンケートについては実施・評価済)</p>	コンプライアンス推進部門	コンプライアンス推進役(事業所副所長クラス)	<p>研修実施 評価</p> <p>4/14, 15, 16に実施し、コンプライアンス推進の枠組み、コンプライアンス推進役の役割、内部通報対応のためのカウンセリングスキル等について、社内および社外講師による研修を実施。研修後に受講アンケートを実施。全社コンプライアンス推進計画に織り込み(4/24)</p> <p>各事業所においてコンプライアンス推進役等が講師となり、副長を対象とする研修を実施(5月~7月) 職場実態・社員意識調査の実施(5/27~6/9)</p> <p>コンプライアンス推進責任者・推進役(事業所長等)を対象に、コンプライアンス強調月間施策の職場展開等に向けた研修を実施。(10/8~22, 計7回)</p> <p>強調月間には、「職場実態・社員意識調査」結果に基づく自職場の強み・弱みを踏まえた話し合い研修の他、2つの選択メニューを用意し、各職場の状況・ニーズに応じて適宜実施(10/24実施文書を発信)。 (課題・問題点) - (見直し内容) -</p>	<p>4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月</p> <p>研修実施 評価</p> <p>4/14, 15, 16に実施し、コンプライアンス推進の枠組み、コンプライアンス推進役の役割、内部通報対応のためのカウンセリングスキル等について、社内および社外講師による研修を実施。研修後に受講アンケートを実施。全社コンプライアンス推進計画に織り込み(4/24)</p> <p>各事業所においてコンプライアンス推進役等が講師となり、副長を対象とする研修を実施(5月~7月) 職場実態・社員意識調査の実施(5/27~6/9)</p> <p>コンプライアンス推進責任者・推進役(事業所長等)を対象に、コンプライアンス強調月間施策の職場展開等に向けた研修を実施。(10/8~22, 計7回)</p> <p>強調月間には、「職場実態・社員意識調査」結果に基づく自職場の強み・弱みを踏まえた話し合い研修の他、2つの選択メニューを用意し、各職場の状況・ニーズに応じて適宜実施(10/24実施文書を発信)。 (課題・問題点) - (見直し内容) -</p>	<p>(実施状況) コンプライアンス推進役研修を4/14, 15, 16に実施し、コンプライアンス推進の枠組み、コンプライアンス推進役の役割、内部通報対応のためのカウンセリングスキル等について、社内および社外講師による研修を実施。研修後に受講アンケートを実施。全社コンプライアンス推進計画に織り込み(4/24)</p> <p>各事業所においてコンプライアンス推進役等が講師となり、副長を対象とする研修を実施(5月~7月) 職場実態・社員意識調査の実施(5/27~6/9)</p> <p>コンプライアンス推進責任者・推進役(事業所長等)を対象に、コンプライアンス強調月間施策の職場展開等に向けた研修を実施。(10/8~22, 計7回)</p> <p>強調月間には、「職場実態・社員意識調査」結果に基づく自職場の強み・弱みを踏まえた話し合い研修の他、2つの選択メニューを用意し、各職場の状況・ニーズに応じて適宜実施(10/24実施文書を発信)。 (課題・問題点) - (見直し内容) -</p>	<p>(主管部門評価結果) 平成19年度の研修後に実施したアンケートにおいては、コンプライアンスに関する判断力、職場展開力の向上等に効果があったとの評価(5段階評価の上位2段階)の割合が80%(計2回の平均)となっており、また、平成20年度の意識調査結果においても、「上長のコンプライアンス意識」等に関する質問項目の評価が前年に比べ上昇(+1.7p)していることから、この研修の効果があがり職場におけるコンプライアンス意識が維持・向上しているものと評価。 なお、平成20年度についても、4月に実施した研修後のアンケートにおいて、コンプライアンス研修全体について参考になったと回答した人の割合は92%となっており、実効性は高く評価されている。</p> <p>(参考)H20年度の取り組み評価 平成20年12月に実施した強調月間施策に関するアンケートにおいて、職場実態・社員意識調査結果に基づく話し合い研修、およびそれ以外の選択研修が参考になったとの回答割合は、それぞれ89%、92%となっており、有効性は高く評価されている。</p> <p>(内部監査部門評価結果) 以下の状況を確認した結果、日常業務化されることは妥当であると評価する。 ルール化の状況 全社コンプライアンス推進計画に織り込んでいることを確認した。 実施状況 コンプライアンス推進役研修を社内および社外講師により実施されていることを確認した。また、研修後のアンケートを実施し研修の実効性の評価を行っていることをアンケート結果により確認した。さらに、職場実態・社員意識調査等を実施し、職場におけるコンプライアンス意識の維持・向上状況についての評価を行っていることを意識調査結果により確認した。 継続的改善の状況 本施策を全社共通のコンプライアンス研修の一施策と位置付け、年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込み実施し、受講者アンケートや職場実態・社員意識調査等より施策の評価を行い、適宜具体的内容の見直しを行うことにより継続的に実施することを確認した。</p>	<p>【日常業務化】 本施策を全社共通のコンプライアンス研修の一施策と位置付け、来年度以降も年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に同研修を継続的に織り込むことにより日常業務化とする。 全社コンプライアンス推進計画(P)にもとづき実施し(D)、研修実施後の受講者アンケートや職場実態・社員意識調査等の実施により、施策の評価(C)を行い、より実効性を高め、マンネリ化を防ぐべく、適宜具体的内容の見直し(A)を行う。</p>										
	<p>b. e-ラーニング 内容の充実を図り実施したH19年度研修については、受講者の評価も高かったことから、H20年度は、H19年度の内容をベースに、職場実態・社員意識調査結果を踏まえて必要に応じた研修内容の見直しを行い、e-ラーニングを実施する。 年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。</p>	<p>研修実施後の受講者アンケートで、研修効果があったとの評価(5段階評価の上位2段階)の割合が70%以上あることにより、効果を評価する。 【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査により、職場におけるコンプライアンス意識の定着度合い等を把握する。(研修実施後の受講者アンケートについては実施・評価済)</p>	コンプライアンス推進部門	全社	<p>研修実施 評価</p> <p>10/11に実施し、e-ラーニングの実施(10/11~11/30) (課題・問題点) - (見直し内容) -</p>	<p>4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月</p> <p>研修実施 評価</p> <p>10/11に実施し、e-ラーニングの実施(10/11~11/30) (課題・問題点) - (見直し内容) -</p>	<p>(実施状況) 全社コンプライアンス推進計画に織り込み(4/24) 職場実態・社員意識調査の実施(5/27~6/9) e-ラーニングの実施(10/11~11/30) (課題・問題点) - (見直し内容) -</p>	<p>(主管部門評価結果) 平成19年度に実施したe-ラーニングの受講アンケートにおいて、受講して「参考になった」「やや参考になった」との回答の割合は93%となっており、研修の効果が高く評価されている。 また、平成20年度の意識調査結果においても、「上長のコンプライアンス意識」等に関する質問項目の評価が前年に比べ上昇しており(+1.7p)、e-ラーニングの効果があがり職場におけるコンプライアンス意識が維持・向上しているものと評価。</p> <p>(参考)H20年度の取り組み評価 平成20年度に実施したe-ラーニングの受講アンケートにおいても、受講して「参考になった」「やや参考になった」との回答の割合は96%となっており、研修の効果が高く評価されている。</p> <p>(内部監査部門評価結果) 以下の状況を確認した結果、日常業務化されることは妥当であると評価する。 ルール化の状況 全社コンプライアンス推進計画に織り込んでいることを確認した。 実施状況 e-ラーニング(H19)が実施されたことを通知文により確認した。また、研修後500名を対象にアンケートを実施しe-ラーニングの実効性の評価を行っていることをアンケート結果により確認した。 継続的改善の状況 本施策を全社共通のコンプライアンス研修の一施策と位置付け、年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込み実施し、受講者アンケートや職場実態・社員意識調査等より施策の評価を行い、適宜具体的内容の見直しを行うことにより継続的に実施することを確認した。</p>	<p>【日常業務化】 本施策を全社共通のコンプライアンス研修の一施策と位置付け、来年度以降も年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に同研修を継続的に織り込むことにより日常業務化とする。 全社コンプライアンス推進計画(P)にもとづき実施し(D)、研修実施後の受講者アンケートや職場実態・社員意識調査等の実施により、施策の評価(C)を行い、より実効性を高め、マンネリ化を防ぐべく、適宜具体的内容の見直し(A)を適宜行う。</p>										

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

- 凡 例 -
:計画, :実績

【不正を隠さない仕組み・企業風土づくり】

再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
					上期						下期								
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
不具合等が発生した場合の対応方法の明確化 2 - (日常業務化)		評価未実施																	
新たな不適切事案発生時の対応方法の明確化	[完了]																		
不適切な事案の情報や事故情報を共有化し、業務運営に活用できる仕組みを整備	<p>a. 不適切な事案の情報の共有化 保安情報を共有するデータベースの運用状況確認 保安規程に基づき、日常業務として運用を継続</p> <p>b. 事故情報の共有化 一元化した情報の水平展開 運用状況の評価 利用状況アンケート(H20/9)を踏まえ、必要により運用ルール等の見直しを行う。 「全社事故情報検索システム」操作マニュアルにより運用する。</p>	<p>データベースの運用改善に関するアンケート調査により有効に運用されているかを評価する。</p> <p>【平成19・20年度実施内容の評価】 一元化した情報の利用状況について各部門にアンケートを実施し、共有化した情報が事故の再発防止に活用されていることを確認する。</p>	<p>経営企画部門</p> <p>原子力部門 火力部門 水力部門 送変電部門 販売事業部門 通信部門</p> <p>流通事業本部</p>		<p>(実施状況) データベース運用中。 登録件数:10件(1月20日時点) 運用状況に関するアンケート実施(8/29~9/12) 今後の運用に関する打合せ開催(9/29) 見直し案の意見集約を行い、運用見直しを通知(11/6)、運用開始(11/10~)</p> <p>(課題・問題点) アンケートにより、データ入力遅れや添付資料が登録されていない等の運用上の問題点が明確になった。</p> <p>(見直し内容) 入力すべき保安情報の定義や情報に関する問い合わせ対応窓口を明確化し、添付資料・エビデンス資料の取り扱いを変更する等の運用見直しを実施。</p>	<p>(主管部門評価結果) アンケートの結果、データ入力の遅れや添付資料が登録されていない等の運用上の問題点が明確になったため、入力すべき保安情報の定義や情報に関する問い合わせ対応窓口等を明確化し、添付資料・エビデンス資料の取り扱いを変更する等の運用見直しを行い、保安情報を日常的に共有・反映できる仕組みを確立した。</p> <p>(内部監査部門評価結果) 以下の状況を確認した結果、日常業務化されることは妥当であると評価する。 ルール化の状況 平成20年2月に、保安情報データベースの目的や運用方法、注意事項等を記載したマニュアル「保安情報データベースの運用方法について」を作成し、運用箇所へ周知していることを確認した。また、問題点の改善と運用の徹底を図るため、アンケートを行い、その結果を踏まえた当該マニュアルの改訂を平成20年11月に行い、運用箇所へ周知していることを確認した。 実施状況 平成20年12月末までに10件の情報が登録され、各設備主管箇所での情報の共有化がされていることを確認した。また、平成20年11月のマニュアル改訂以降、添付資料の登録など、改訂マニュアルに沿った運用がされるようになってきていることを確認した。 継続的改善の状況 データベースの管理や更新通知の設定変更などのシステムのメンテナンスは、経営企画部門が行うようマニュアルで定めていることを確認した。</p>	<p>【日常業務化】 マニュアル「保安情報データベースの運用方法について」の制定により、日常業務化とする。 経営企画部門においてデータベース管理および保安に関する内部監査などに対応し、必要な改善を行っていく。</p> <p>【日常業務化】 全社事故情報活用マニュアルの制定により、日常業務化とする。 全社事故情報活用マニュアルによる業務実施、および年に1回程度、サンプリング調査(アンケート)等により登録情報の活用状況やシステムに対する改善要望を把握し、継続的に見直しを行うことで、PDCA管理をする。</p> <p>(内部監査部門評価結果) 以下の状況を確認した結果、日常業務化されることは妥当であると評価する。 ルール化の状況 「全社事故情報活用マニュアル」を制定し、事故情報を共有化し、業務に活用できる仕組みを構築していることを確認した。 実施状況 平成19年10月から「全社事故情報検索システム」による事故情報活用の仕組みを構築し運用を開始し、20年9月利用状況のアンケートを実施し運用状況の評価を行ったマニュアルを制定していることを確認した。 継続的改善の状況 毎年1回程度サンプリング調査(アンケート)により登録情報の活用状況やシステムの改善要望を把握し、継続的に見直しを行うことを「全社事故情報活用マニュアル」により確認した。</p>												

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

- 凡 例 -
:計画, :実績

【不正を隠さない仕組み・企業風土づくり】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
	業務点検を行う機会の設定 2 - (日常業務化)	「ルール等に関する各職場での話し合いによる業務の適切性確認」をコンプライアンス強調月間の期間中を中心に実施する。 職場実態・社員意識調査を踏まえ、必要に応じて実施期間や実施方法を見直す。 年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。	【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査を実施し、「実態と乖離したルールが存在」等に関する質問項目の評価が前年並以上となっていることで、ルール等に対する意識を評価する。	コンプライアンス推進部門	全社													<p>(実施状況)</p> <p>全社コンプライアンス推進計画に織り込み(4/24)</p> <p>職場実態・社員意識調査の実施(5/27～6/9)</p> <p>施策の実施状況および意識調査結果についてアドバイザーリーボードへ報告(6/9, 9/22)</p> <p>各職場からの意見・要望への対応状況(H21/1/21時点)</p> <p>意見・要望 :約730件</p> <p>見直し検討完了 (完了見込み含む):約680件</p> <p>見直しするもの :約180件 (うち見直し完了: 約80件)</p> <p>11月～12月に昨年同様「業務の適切性確認」を実施(10/28実施文書を発信)。</p> <p>意見・要望 :約500件(H21/1/21時点)</p> <p>(課題・問題点)</p> <p>-</p> <p>(見直し内容)</p> <p>-</p>	<p>(主管部門評価結果)</p> <p>・平成19年度の「業務の適切性確認」の実施により、各職場から計730件の意見・要望が出されたことから、各職場での業務点検が有効になされたものと評価。</p> <p>・また、平成20年度の意識調査結果においても、関連質問項目の評価は前年並み(+0.3p)となっており、ルール等に対する意識は維持されているものと評価。</p> <p>・なお、上記関連項目の中で、「実態と乖離した社内ルールの存在」の評価が前年と比べ低下している(-4.2p)が、同質問は「どちらともいえない」の回答割合が大きく低下(62%→36%)しており、これまでルールについてあまり意識しなかった層が、本施策により問題意識を持つようになったと考えられることから、施策の効果が表れた結果であると評価。</p> <p>(内部監査部門評価結果)</p> <p>以下の状況を確認した結果、日常業務化されることは妥当であると評価する。</p> <p>ルール化の状況</p> <p>全社コンプライアンス推進計画に織り込んでいることを確認した。</p> <p>実施状況</p> <p>「ルール等に関する各職場での話し合いによる業務の適切性確認」が実施されたことを確認した。また、また、職場実態・社員意識調査等を実施し、施策の評価を行っていることを意識調査結果により確認した。</p> <p>継続的改善の状況</p> <p>本施策をコンプライアンス強調月間施策と位置付け、年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込み実施し、職場実態・社員意識調査等より施策の評価を行い、適宜具体的内容の見直しを行うことにより継続的に実施することを確認した。</p>	<p>【日常業務化】</p> <p>本施策をコンプライアンス強調月間施策と位置付け、来年度以降も年度ごとの全社コンプライアンス推進計画へ継続的に織り込むことにより日常業務化とする。</p> <p>全社コンプライアンス推進計画(P)にもとづき実施し(D)、職場実態・社員意識調査等により施策の評価(C)を行い、より実効性を高め、マナー化を防ぐべく、適宜具体的内容の見直し(A)を行う。</p>

再発防止対策の具体的な行動計画【全社共通】

- 凡 例 -
:計画, :実績

【不正を隠さない仕組み・企業風土づくり】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
悩みを言い出せる企業風土・職場風土づくり	本社による現業機関へのサポートの強化 2 - (日常業務化)	<p>a. 本社が現業機関へ積極的にサポートできる仕組みの整備 本社相談窓口における相談対応を実施し、本社取り纏め箇所(経営企画部門)が実施状況の把握を行い、経営層への報告を行う。 職場実態・社員意識調査結果を踏まえて、必要に応じて仕組みの見直しを行う。 社員意識・職場実態調査評価 (以下、必要に応じて実施) 改善策の策定 改善策の実施 本社相談窓口の具体的な取扱いを全社公開し運用することにより、日常業務化を図る。</p>	<p>【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査を実施し、「本社と現業機関とのコミュニケーション」等に関する質問項目の評価が前年並以上であることで、本社と現業機関のコミュニケーションの状況を評価する。</p>	経営企画部門	全社	<p>実施状況に対するアドホックからの意見具申・提言</p> <p>職場実態・社員意識調査</p> <p>AB(6/9)</p> <p>AB(9/22)</p> <p>AB(12/5)</p> <p>AB(3/)</p> <p>改善策の策定</p> <p>改善策の実施(10/2)</p>	<p>(実施状況) 職場実態・社員意識調査の実施(5/27~6/9) 施策の実施状況および意識調査結果についてアドバイザーリーボードへ報告(6/9, 9/22) 意識調査結果を踏まえ、各業務主管箇所から現業機関等への指示・報告依頼の内容・方法等について、各組織の相談窓口を活用し適正化を図る取り組みについて全社通知(10/2) (課題・問題点) - (見直し内容) -</p>	<p>(主管部門評価結果) 平成20年度の意識調査結果において、「本社と現業機関とのコミュニケーション」等に関する質問項目の評価は前年と比べ大きく上昇しており(+4.4p)、本社と現業機関のコミュニケーションの状況が改善しているものと評価。また、意識調査で出された要望についても改善を図っている。 (内部監査部門評価結果) 以下の状況を確認した結果、日常業務化されることは妥当であると評価する。 ルール化の状況 本社相談窓口が設置され相談対応が実施されていることを確認した。 実施状況 職場実態・社員意識調査等を実施し、「本社と現業機関とのコミュニケーション」等に関する評価を行うとともに、課題・問題点についても把握し、相談窓口を活用した問題点の改善が実施されていることを確認した。 継続的改善の状況 相談窓口の設置について、イントラネット・電話帳および全社掲示板に掲載することにより継続的に実施される仕組みが構築されている。また、職場実態・社員意識調査等により施策の評価を行い、より実効性を高め、マンネリ化を防ぐべく、施策の見直しを行うことを確認した。</p>	<p>【日常業務化】 相談窓口の仕組みを全社通知し、イントラネット・電話帳および全社掲示板に掲載することにより相談窓口が認知され、機能していることを確認した。 恒常的に相談窓口を設置し(D)、職場実態・社員意識調査等を実施することにより、施策の評価(C)を行い、より実効性を高め、マンネリ化を防ぐべく、適宜活用策の提案や施策の見直し(A・P)を行う。</p>											
	<p>現業機関が抱える業務プレッシャーなどの悩みについて、気軽に相談し解消できるよう、本社が現業機関へ積極的にサポートする仕組みの整備や、経営層を含めた本社・現業機関の交流機会の充実等を図る。</p>	<p>【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査を実施し、「経営層の考えの伝達度」等に関する質問項目の評価が前年並以上であることで、経営層の考え方の浸透度等を評価する。</p>	コンプライアンス推進部門	全社	<p>実施状況に対するアドホックからの意見具申・提言</p> <p>職場実態・社員意識調査</p> <p>AB(6/9)</p> <p>AB(9/22)</p> <p>AB(12/5)</p> <p>AB(3/)</p> <p>役員事業所訪問</p>	<p>(実施状況) 全社コンプライアンス推進計画に織り込み(4/24) 職場実態・社員意識調査の実施(5/27~6/9) 施策の実施状況および意識調査結果についてアドバイザーリーボードへ報告(6/9, 9/22) 強調月間に昨年同様常務以上全取締役により現業機関等62カ所を訪問(10/24実施文書を発信)。 (課題・問題点) - (見直し内容) -</p>	<p>(主管部門評価結果) 平成20年度の意識調査結果において、「経営層の考えの伝達度」等に関する質問項目の評価が前年に比べ大きく上昇しており(+7.1p)、役員事業所訪問の効果があがり経営層の考え方の浸透度が高まっているものと評価。 (参考)H20年度の取り組み評価 平成20年12月に実施した強調月間施策に関するアンケートにおいて、役員事業所訪問により役員のコンプライアンス経営への姿勢が伝わったとの回答割合は、92%となっており、有効性は高く評価されている。 (内部監査部門評価結果) 以下の状況を確認した結果、日常業務化されることは妥当であると評価する。 ルール化の状況 全社コンプライアンス推進計画に織り込んでいることを確認した。 実施状況 「役員による事業所訪問」が実施されたことを確認した。また、職場実態・社員意識調査等を実施し、経営層の考え方の浸透度の評価を行っていることを意識調査結果により確認した。 継続的改善の状況 本施策をコンプライアンス強調月間施策と位置付け、年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込み実施し、職場実態・社員意識調査等より施策の評価を行い、適宜具体的内容の見直しを行うことにより継続的に実施することを確認した。</p>	<p>【日常業務化】 本施策をコンプライアンス強調月間施策と位置付け、来年度以降も年度ごとの全社コンプライアンス推進計画へ継続的に織り込むことにより日常業務化とする。 全社コンプライアンス推進計画(P)にもとづき実施し(D)、職場実態・社員意識調査等により施策の評価(C)を行い、より実効性を高め、マンネリ化を防ぐべく、適宜具体的内容の見直し(A)を行う。</p>												

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

- 凡 例 -
:計画, :実績

【不正を隠さない仕組み・企業風土づくり】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み	
						上期						下期									
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
	職場でのコミュニケーションの充実 2 - (日常業務化)	社員が職場で抱える悩みについて、躊躇なく相談できるよう、定期的なグループディスカッションといった、上司・部下、同僚同士で、より良好にコミュニケーションを図ることのできる仕組みづくりに取り組む。	職場実態・社員意識調査を実施し、分析結果の各職場へのフィードバック等を実施する。 年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。	【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査を実施し、「職場の風通しのよさ」等に関する質問項目の評価が前年並以上であることで、職場のコミュニケーションの状況の評価する。	コンプライアンス推進部門	全社													<p>(実施状況)</p> <p>全社コンプライアンス推進計画に織り込み(4/24)</p> <p>職場実態・社員意識調査の実施(5/27～6/9)</p> <p>調査結果の経営層への報告(8/27)</p> <p>施策の実施状況および意識調査結果についてアドバイザー・ボードへ報告(6/9, 9/22)</p> <p>各職場において、マネージャー・課長以上を対象に職場実態・社員意識調査結果に基づく話し合いを実施(10月下旬～11月上旬)</p> <p>各事業所等の「職場実態・社員意識調査」結果に基づき、自職場の強み・弱みについてグループディスカッションを実施(10/24実施文書を発信)。(課題・問題点)</p> <p>(見直し内容)</p>	<p>(主管部門評価結果)</p> <p>平成20年度の意識調査結果において、「職場の風通しのよさ」等に関する質問項目の評価が前年に比べ若干上昇しており(+0.8p)、分析結果の各職場へのフィードバック等の効果があがり、職場のコミュニケーションの状況が改善しつつあるものと評価。</p> <p>(参考)H20年度の取り組み評価</p> <p>平成20年12月に実施した強調月間施策に関するアンケートにおいて、職場実態・社員意識調査結果に基づく話し合いが「より良い職場づくり」に向けて役立ったとの回答割合は、89%となっており、有効性は高く評価されている。</p> <p>(内部監査部門評価結果)</p> <p>以下の状況を確認した結果、日常業務化されることは妥当であると評価する。</p> <p>ルール化の状況</p> <p>全社コンプライアンス推進計画に織り込んでいることを確認した。</p> <p>実施状況</p> <p>職場実態・社員意識調査の分析結果が各職場へフィードバックされ、職場のコミュニケーションに活用されていることを確認した。また、職場実態・社員意識調査等を実施し、職場のコミュニケーションの状況の評価を行っていることを意識調査結果により確認した。</p> <p>継続的改善の状況</p> <p>本施策をコンプライアンス強調月間施策と位置付け、年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込み実施し、職場実態・社員意識調査等より施策の評価を行い、適宜具体的内容の見直しを行うことにより継続的に実施することを確認した。</p>	<p>【日常業務化】</p> <p>本施策をコンプライアンス強調月間施策と位置付け、来年度以降も年度ごとの全社コンプライアンス推進計画へ継続的に織り込むことにより日常業務化とする。</p> <p>全社コンプライアンス推進計画(P)にもつぎ実施し(D)、職場実態・社員意識調査等により施策の評価(C)を行い、より実効性を高め、マンネリ化を防ぐべく、適宜具体的内容の見直し(A)を行う。</p>
部門相互の人事交流の推進	部門の枠を越えた人事交流の推進 2 - (日常業務化)	部門の枠を越えた人事交流の推進【日常業務化】 必要に応じて人事異動方針の内容を見直しのうえ、部門の枠を越えた人事交流を継続していく。 人事異動方針に明記(人材活性化部門コンプライアンス推進計画で管理)																			
		各部門が自部門の価値観にとらわれず、幅広い視野を持って業務運営を行うため、現在も取り組んでいる部門の枠を越えた人事交流を推進する。 a. 人事異動方針の策定・通達 b. 人事異動の調整・実施																			

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

- 凡 例 -
□ : 計画, ◻ : 実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
経営機 構改革	経営機構の改革 1 - (完了)																			
	<p>経営層が不正を顕在化させ改善し得なかった事案が存在したことの反省に立ち、当社を取り巻く経営環境の変化も踏まえ、(1)経営の透明性・客観性の確保、(2)経営の効率性向上、(3)内部統制機能の強化の3点を視点に経営機構を改革する。</p> <p>a. 監督と執行の明確化 b. 取締役会の機能強化 c. 業務執行機能の強化 d. 第三者の視点の効果的活用の検討 e. 本社部門組織の再編成の検討</p>	[完了]																		
保安確 保の徹 底	保安規程の変更 1 - (完了)																			
	主任技術者が保安の監督を行う役割を十分果たすことができるようにするなどの変更	[完了]																		
内部 チェッ ク体制 の充実	電気事業法施行規則の改正に伴う変更 1 - (完了)																			
	電気事業法施行規則の改正に伴い、保安規程の記載内容の充実と電気主任技術者等の役割の強化を図る。	[完了]																		
内部 チェッ ク体制 の充実	本社のリーガルチェック機能の充実・強化 1 - (完了)																			
	本社のリーガルチェック機能の充実・強化	[完了]																		

再発防止対策の具体的行動計画【水力】

- 凡例 -
計画, 実績

[不正を隠さない仕組み・企業風土づくり]

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
<p>悩みを言い出せる企業風土・職場風土づくり</p>	<p>管理職への継続的意識付け 2 - (日常業務化) 2 - (現行内容継続)</p>	<p>電力所長会議等、管理職を対象とした各種会議・研修会において、今回の不適切事案に関する経緯、原因および再発防止策について周知した(H19/4～H19/12)。</p> <p>電力所長会議等各種管理職会議・研修会において、コミュニケーションおよび情報展開の重要性を周知・徹底 コミュニケーションおよび情報展開の重要性についての理解状況を、アンケート・対話結果に基づき評価したものを集約 次年度向け、本部・部門間の連絡会議を開催、情報を共有化し部門間の方策等について必要な統一を図る を次年度の研修計画書に反映し、日常業務化 職場のコミュニケーションの充実を図る支援ツールを提供</p>	<p>コミュニケーションおよび情報展開の重要性について理解されたことをアンケート・対話の結果で確認する。</p>	<p>流通事業本部 情報通信部門</p>	<p>水力部門</p>	<p>電力所長会議等において周知・徹底</p> <p>電力所長会議(5/16) 電力センター所長・企画課長研修会(4/10) 発電電線・通信課長研修会(4/17) 制御課長研修会(4/24) 制御所長研修(5/22)</p> <p>電力所長会議(7/9) 企画・発電電線・制御課副長研修会(7/17～18) 制御所・通信副長研修会(7/24～25) 土木課長研修(7/31～8/1)</p> <p>土木管理者安全研修(10/14) 土木副長クラス研修(10/27～28) 電力所長会議(10/28) 土木一般管理職研修(11/4)</p> <p>アンケート・対話結果等に基づき評価・集約</p> <p>連絡会議(11/21)(12/4)</p> <p>研修計画書の見直し</p> <p>支援ツール提供(7/18,25副長研修会で配布)</p>	<p>(実施状況) 4/10からの各課長研修会において、「H20年度コンプライアンス推進の取組み」について周知し、「管理者としてどのように関わっていくか」をテーマに意見交換を行い、管理職への意識付けをおこなった。 副長研修会で支援ツールを提供(7/18,25)。 流通検討会において、日常業務化への移行が承認された(12/17)。</p> <p>(課題・問題点) -</p> <p>(見直し内容) -</p>	<p>(主管部門評価結果) 研修後の成果をアンケート調査で評価し、理解度および受講後の感想により、本施策は趣旨に則し、有効に機能していることを確認した。 また、計画どおりの実施状況であり、本年度の研修結果を基に、改善工夫しながら、H21年度分の研修を計画していることを確認した。</p> <p>(内部監査部門評価結果) ルール化の状況 保安業務コンプライアンス教育要則で、コンプライアンス教育をコンプライアンス推進計画に織り込んで計画的実施すること、および教育効果を定期的に評価し、評価結果を踏まえて継続的向上を図ることを定めていることを確認した。 実施状況 コンプライアンス教育をコンプライアンス推進計画書等に織り込んで計画的に実施していることを確認した。 研修後のアンケートにより受講者全員の理解度や受講後の感想を調査し、本施策が趣旨に則して有効に機能していることを確認するとともに、理解度が低いとの回答をした一部の受講者に対しては、個別にフォローを実施していることを確認した。 職場のコミュニケーションの充実を図るため、事例研修用の教材や、コンプライアンス関係の規程類・文書等を容易に参照するためのツールを副長研修会で配布していることを確認した。 継続的改善の状況 情報の共有化や部門間の方策統一等のために本部・部門間の連絡会議を開催し、この結果やアンケート結果等を反映させた翌年度研修計画書の見直しを実施することについて、コンプライアンス推進計画に織り込んでいることを確認した。 教育関係要則類の教育実施報告様式に、「効果の把握、意見・要望、欄および」翌年度へ反映する向上措置、欄を設け、教育効果の定期的評価および評価結果を踏まえた継続的向上を図っていることを確認した。</p>	<p>【日常業務化】 「保安業務コンプライアンス教育要則」に基づきコンプライアンス教育を「コンプライアンス推進計画書」に織り込み、毎月の実施状況を確実に把握することにより日常業務化とする。 「流通関係社員育成要則」及び「土木部門業務教育要則」により、「研修計画表」、「研修実施報告表」のフォーマットの統一や、アンケート結果の集約方法のルール化を図ることにより、計画段階から実施結果の評価・改善までの確実なPDCA管理をする。</p>											
	<p>本社による現業機関等へのサポート強化 2 - (日常業務化) 2 - (現行内容継続)</p>	<p>「水力サポートライン」を設置して現業機関からの連絡・相談に対応し、状況および結果の情報を関係部署間で共有化した(H19/7)。 水力サポートラインに加え事業所サポート担当を設置し、水力発電設備の問い合わせに対するサポート体制の強化を図った(H20/2)。</p> <p>「水力サポートライン」を継続実施 「水力サポートライン」の窓口と全社施策として行っている事業所サポート担当の窓口について、電力所長会議等各種管理者会議において、再度、周知・徹底する。 アンケート調査、現場聞き取り調査による評価を行い、全社施策として行っている事業所サポート担当の相談窓口への一本化を検討 相談窓口一本化を実施し、組織運営細則に基づく業務分担当への記載により日常業務化</p>	<p>アンケート調査、現場聞き取り調査により、本社は質問・相談事項に対して的確に対応しているか確認する。</p>	<p>流通事業本部 情報通信部門</p>	<p>水力部門</p>	<p>水力サポートラインの継続実施</p> <p>会議・研修会を通じて再周知 電力所での内部チェック(本社主管部門により事業所の取組みをチェック)時にPR(3/26～4/8) 電力所課長研修会(4/3) 電力所副長研修会(7/2)</p> <p>アンケート調査等による評価および相談窓口の一本化の検討</p> <p>相談窓口一本化の実施(1/21)</p>	<p>(実施状況) 水力サポートラインをH19年より継続して実施中。 各電力所水力電気部門に対して内部チェックを行った際(3/26～4/8)、電力所長・関係課長他に、水力サポートラインおよび事業所サポート相談窓口について説明し、意見交換を実施。 電力所課長研修会(4/3,7/2)にて、水力サポートラインおよび事業所サポート担当相談窓口について説明・周知。 サポートライン利用者(～H20上期)を対象に行なったアンケート結果等から、取り組み評価および相談窓口一本化について検討。 流通検討会において日常業務化について了承を得た(12/17)ため、窓口一本化について関係箇所に通知(H21/1/21)。</p> <p>(課題・問題点) -</p> <p>(見直し内容) -</p>	<p>(主管部門評価結果) アンケート調査等の結果により、これまでの取り組みは水力発電設備に係る本社による現業機関等へのサポート強化を実施できていると評価。 水力サポートラインと全社施策のサポートは同様の取り組みを行っていること、最近の問合せ件数は全社施策サポートに多数ある一方で、水力サポートラインへは大幅に減少していることを踏まえ、今後は全社施策サポート体制の中で対応することとし、水力サポートラインを全社施策に一本化。</p> <p>(内部監査部門評価結果) ルール化(体制整備)の状況 H19年7月に設置した水力サポートラインを継続実施するとともに、平成20年2月に事業所サポート担当を設置し、水力発電設備の問い合わせに対するサポート体制を強化していることを確認した。 実施状況 利用者へのアンケートの結果、殆どの回答者が水力サポートラインの対応姿勢や回答内容について肯定的であり、設置目的である「不正を隠さず悩みを言い出せる職場風土づくり」に寄与していると回答。本社による現業機関等へのサポート強化が実施できていることを確認した。 事業所サポート担当をはじめとする全社施策のサポートがH20年2月に設置されて以降、水力関係で20件程度の相談があった中で、水力サポートラインへの直接の相談件数は大幅減少。相談窓口の役割が全社施策のサポートへ移行しつつあることを確認した。 継続的改善の状況 水力サポートラインと全社施策のサポートの対応方法に大差はなく、アンケートや現場聞き取り調査の結果も、相談窓口一本化について特段の意見はない()ことから、全社施策のサポートへの窓口一本化を行い、利用者の利便性向上を図る予定であることを確認した。 ()電話の取次ぎで非効率になるのではないかと等のアンケート回答もあったが、問い合わせ先が明確な場合は直接担当する主管へ相談できることを再周知し、この懸念を解消することを確認した。</p>	<p>【日常業務化】 水力サポートラインから全社施策サポート体制へ移行し対応していく旨を通知する。また、既に記載済みの業務分担当により継続実施し日常業務化する。 業務分担当へ明記した連絡・相談窓口(P)により継続実施し(D)、事業所訪問時の意見交換等により評価(C)を行う。適宜施策の見直し(A)を行う。</p>											

再発防止対策の具体的行動計画【水力】

- 凡例 -
計画, 実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
保安確保の徹底	自主保安を適切に行うための取り組み強化 2 - (日常業務化) 2 - (評価未実施)		【平成19・20年度実施内容の評価】 電事連大から得られた情報の展開状況を確認するとともに、流通事業本部 各設備主管担当にアンケートを実施して、共有化した情報が事故の再発防止等に活用されていることを確認する。	流通事業本部	水力部門	共有化情報の水平展開												(実施状況) ・電事連大で水力発電設備情報共有委員会を開催(6/5,12)。情報は「全社事故情報検索システム」に登録して公開中。 ・利用状況アンケート調査を実施(9/2~30)。調査結果等から運用状況を評価し、他部門との調整を経て全社事故情報活用マニュアルを新規制定(12/25)。 ・流通検討会において、日常業務化への移行が承認された(1/26)。 (課題・問題点) - (見直し内容) -	(主管部門評価結果) ・利用状況のアンケート調査を実施した結果、「他社、他産業の事故情報が参考になる」との意見もあり、本施策が有効に機能していることを確認した。 ・一方で「データの検索・抽出に苦慮する」との意見もあったことから、データ登録方法等の改善案をマニュアルに反映し、定着化を図る。 (内部監査部門評価結果) ・ルール化の状況 ・「全社事故情報活用マニュアル」を制定し、事故情報を共有化し、業務に活用できる仕組みを構築していることを確認した。 実施状況 ・平成19年11月から他社・他産業の事故情報についても「全社事故情報検索システム」へ登録を開始し、20年9月利用状況のアンケートを実施し運用状況の評価を行ったマニュアルを制定していることを確認した。 継続的改善の状況 ・毎年1回程度サンプリング調査(アンケート)により登録情報の活用状況やシステムの改善要望を把握し、継続的に見直しを行うことを「全社事故情報活用マニュアル」により確認した。	【日常業務化】 ・全社事故情報活用マニュアルの制定より、日常業務化とする。 ・全社事故情報活用マニュアルによる業務実施、および年に1回程度、サンプリング調査(アンケート)等により登録情報の活用状況やシステムに対する改善要望を把握し、継続的に見直しを行うことで、PDCA管理をする。(上記マニュアルにも明記)
	他社、他産業から得られた教訓の確かな反映	「水力発電設備情報共有委員会」の開催と共有化情報の水平展開 運用状況の評価 利用状況アンケートを踏まえ、必要により運用ルール等を見直しマニュアル化することで日常業務化				電事連大で共有化した事故情報を「全社事故情報検索システム」に登録して公開した(H19/11)。	共有化情報の水平展開	水力発電設備(電気)情報共有委員会(6/12) 水力発電設備(土木)情報共有委員会(6/5)	以降、日常業務化	利用状況アンケート(期間:9/2~30)	運用状況の評価	全社事故情報活用マニュアルの制定(12/25)								
水利使用に係わる法令手続き体制の強化	法令手続きに係る適正性の体制の整備 2 - (日常業務化)		【平成19年度実施内容の評価】 申請やデータ提出が適正に実施され、命令書の項目を確実に実施できる確認体制となっているが品質委員会で確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門	内部チェック実施												(実施状況) ・内部チェック実施後、品質委員会を開催(5/14)し評価した。 ・取水量の相互確認方法について統一が必要であると判断し、確認方法を一部見直し、河川法マニュアルに記載した(7/29)。 ・流通検討会において、日常業務化への移行が承認された(11/4)。 (課題・問題点) - (見直し内容) -	(主管部門評価結果) ・部門間で相互確認(電力所において発変電課と土木課間で相互確認するなど)が確実に実施されていることを本社が内部チェック・意見交換を行うとともに水力・流通・通信設備品質委員会においても確認しており、本施策は趣旨に則し有効に機能していると評価。 (内部監査部門評価結果) 以下の状況により日常業務化される仕組みが構築されていることを確認した。 体制の構築状況 水力設備点検委員会運営要領、水力設備品質委員会運営要領、ダム安全性評価委員会運営要領、ダム計測者連絡会運営要領、河川法マニュアルにより国土交通省への報告書に基づく確認体制が整備されていることを確認した。 実施状況 構築した体制に基づいて確認が適切に実施されていることを、主管部門が実施した事業所の内部チェックの実施結果により確認した。 継続的改善の状況 実施状況の報告、評価が、水力・流通・通信設備品質委員会で実施されていることを議事録により確認した。 平成19年度の実施結果に基づく改善については、官庁手続きマニュアルが改正(H20.7.29)されたことを立案書により確認した。 さらに、継続的改善については、主管部門が定めた、内部監査実施要領、内部監査手順書に基づき実施されることを確認した。	【日常業務化】 ・関連マニュアル類(河川法マニュアル、ダム計測者連絡会運営要領)の制定・見直しにより日常業務化とする。 ・関連マニュアル類(河川法マニュアル)に基づく業務実施、内部チェックによりPDCA管理をする。
	適正な水利使用が行われているか確認するための部門横断的かつ責任の所在を明確にした確認体制を構築	国土交通省の命令書(H19/5)をふまえ、電力所等において部門横断的かつ役割を明確にした確認体制を構築した(H19/9)。 この確認体制により、平成19年度の河川法関係の許可等の申請およびデータ提出を実施した(~H20/3)。 申請やデータ提出が適切にされているかの内部チェック(本社主管部門により事業所の取組をチェック)を実施 確認体制等について品質委員会にて評価 評価を踏まえ、必要により確認体制の改善およびマニュアル類の見直しにより日常業務化				品質委員会(5/14)による評価	確認体制の改善、マニュアル類の見直し	河川法マニュアルへの記載(7/29)												
再発防止を徹底するために水力発電設備における許認可可否・水利使用に係わる事項の事前相談	法令に係る事前相談の実施 2 - (日常業務化)		【平成19年度実施内容の評価】 事前相談が、命令書の項目に対し適正に実施されているが品質委員会で確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門	内部チェック実施												(実施状況) ・内部チェック実施後、品質委員会を開催(5/14)し評価した。 ・事前相談の議事録の作成や、期中で中止・延期した工事の取り扱いについて統一が必要であるため、取り扱いを一部見直し、河川法マニュアルに記載した(7/29)。 ・流通検討会において、日常業務化への移行が承認された(11/4)。 (課題・問題点) - (見直し内容) -	(主管部門評価結果) ・所轄河川事務所への事前相談が確実に実施されていることを本社が内部チェック・意見交換を行うとともに水力・流通・通信設備品質委員会においても確認しており、本施策は趣旨に則し有効に機能していると評価。 (内部監査部門評価結果) 以下の状況により日常業務化される仕組みが構築されていることを確認した。 ルール化の状況 河川法マニュアルにより国土交通省からの命令書に基づく事前相談がルール化されていることを確認した。 実施状況 ルールに基づく事前相談が確実に実施されたことを、主管部門が実施した事業所の内部チェックの実施結果により確認した。さらに、考査部門による事業所往査においても確認した。 継続的改善の状況 実施状況の報告、評価が、水力・流通・通信設備品質委員会で実施されていることを議事録により確認した。 平成19年度の実施結果に基づく改善については、官庁手続きマニュアルが改正(H20.7.29)されたことを立案書により確認した。 さらに、継続的改善については、主管部門が定めた、内部監査実施要領、内部監査手順書に基づき実施されることを確認した。	【日常業務化】 ・関連マニュアル類(河川法マニュアル)の制定・見直しにより日常業務化とする。 ・関連マニュアル類(河川法マニュアル)に基づく業務実施、内部チェックによりPDCA管理をする。
	再発防止を徹底するために水力発電設備における許認可可否・水利使用に係わる事項の事前相談	国土交通省の命令書(H19.5)をふまえ、所轄の河川事務所に工事実績・計画および水利使用規則で定められているデータ計測計画等を報告した(H19/6)。 必要の都度事前相談を実施した(~H20/3)。 事前相談が有効に機能しているか内部チェック(本社主管部門により事業所の取組をチェック)を実施 品質委員会にて評価 平成20年度分の事前相談実施 評価を踏まえ、必要により事前相談方法等の改善およびマニュアル類の見直しにより日常業務化				品質委員会(5/14)による評価	国土交通省への工事 実績・計画・計測予定等の報告(5月末まで)	事前相談方法の改善、マニュアル類の見直し	河川法マニュアルへの記載(7/29)											

再発防止対策の具体的行動計画【水力】

- 凡例 -
:計画, :実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み		
						上期						下期										
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
内部チェック体制の充実	品質・安全担当を中心とした内部チェックの強化 2 - (日常業務化) 2 - (評価未実施)	2 - (日常業務化) 2 - (評価未実施) 品質委員会を開催し、内部チェック(本社主管部門により事業所の取組みをチェック)の対象・体制・方法を決定した(H19/10)。 内部チェックを実施した(H19/11~H20/3)。 品質委員会を開催し、内部チェック結果をレビュー 内部チェックの継続実施 品質委員会でのレビュー結果を取りまとめ、必要により内部チェックのルール等を見直すことにより、日常業務化	【平成19・20年度実施内容の評価】 品質委員会で、内部チェックにより監督官庁への許可・届出業務が適正にチェックされていることを確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門														品質委員会の開催(5/14) (内部チェック結果のレビュー(中間評価)) 品質委員会の開催(11/17) (内部チェック結果のレビュー(最終評価)) 内部チェックの継続実施 レビュー結果のまとめ(必要な見直し)	(実施状況) 内部チェック実施後、品質委員会を開催(5/14)し内部チェック結果に基づく各再発防止対策の評価等を行い、内部チェックの有効性を確認した。 内部品質監査に同調し、内部チェックを実施中(9/10~)。 品質委員会を開催(11/17)し、上期の実施結果により内部チェックの有効性を確認した。 流通検討会において、日常業務化への移行が承認された(1/26)。 (課題・問題点) - (見直し内容) -	(主管部門評価結果) 内部チェックを計画どおり行い、各再発防止対策の手順・ルール等の評価および改善の提言を確実に実施していることから、本施策が趣旨に則し有効に機能していることを品質委員会(5/14および11/17)において確認した。 (内部監査部門評価結果) ルール化の状況 「水力・流通・通信設備品質委員会運営要領」、「内部監査実施要領」等に基づき内部監査を実施していることを確認した。 実施状況 ルールに基づく内部チェックが確実に実施されていることを、品質委員会議事録により確認した。 継続的改善の状況 「水力・流通・通信設備品質委員会運営要領」、「内部監査実施要領」等に基づき、評価・改善が継続的に行われることを確認した。	【日常業務化】 関連マニュアル類(「水力・流通・通信設備品質委員会運営要領」、「内部監査実施要領」)の制定・見直しにより日常業務化とする。 関連マニュアル類(「水力・流通・通信設備品質委員会運営要領」、「内部監査実施要領」)に基づく内部チェックの計画・実施、品質委員会による評価・改善によりPDCA管理をする。
	データ改ざんを防止するための委託業務に関する内部チェックの実施	2 - (日常業務化) 2 - (評価未実施) 品質委員会を開催し、内部チェックの対象・体制・方法を決定した(H19/10)。 内部チェックを実施した(H19/11~20/3)。 品質委員会を開催し、内部チェック結果をレビュー 内部チェックの継続実施 品質委員会でのレビュー結果を取りまとめ、必要により内部チェックのルール等を見直すことにより、日常業務化	【平成19・20年度実施内容の評価】 品質委員会で、内部チェックにより委託業務の適切性確保のための取り組みが適正にチェックされていることを確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門													品質委員会の開催(5/14) (内部チェック結果のレビュー(中間評価)) 品質委員会の開催(11/17) (内部チェック結果のレビュー(最終評価)) 内部チェックの継続実施 レビュー結果のまとめ(必要な見直し)	(実施状況) 内部チェック実施後、品質委員会を開催(5/14)し内部チェック結果に基づく各再発防止対策の評価等を行い、内部チェックの有効性を確認した。 内部品質監査に同調し、内部チェックを実施中(9/10~)。 品質委員会を開催(11/17)し、上期の実施結果により内部チェックの有効性を確認した。 流通検討会において、日常業務化への移行が承認された(1/26)。 (課題・問題点) - (見直し内容) -	(主管部門評価結果) 内部チェックを計画どおり行い、各再発防止対策の手順・ルール等の評価および改善の提言を確実に実施していることから、本施策が趣旨に則し有効に機能していることを品質委員会(5/14および11/17)において確認した。 (内部監査部門評価結果) ルール化の状況 「水力・流通・通信設備品質委員会運営要領」、「内部監査実施要領」等に基づき内部監査を実施していることを確認した。 実施状況 ルールに基づく内部チェックが確実に実施されていることを、品質委員会議事録により確認した。 継続的改善の状況 「水力・流通・通信設備品質委員会運営要領」、「内部監査実施要領」等に基づき、評価・改善が継続的に行われることを確認した。	【日常業務化】 関連マニュアル類(「水力・流通・通信設備品質委員会運営要領」、「内部監査実施要領」)の制定・見直しにより日常業務化とする。 関連マニュアル類(「水力・流通・通信設備品質委員会運営要領」、「内部監査実施要領」)に基づく内部チェックの計画・実施、品質委員会による評価・改善によりPDCA管理をする。	
手続き・報告業務に関する情報を共有する場の充実	「ダム計測者連絡会」の設置 2 - (日常業務化) 2 - (現行内容継続)	ダムの測定・記録等について適正性の確保等を図るため、ダム計測者連絡会を設置した(H19/9)。 ダム計測者連絡会を開催した(H19/11~H20/3)。 内部チェック(本社主管部門により事業所の取組みをチェック)を実施 品質委員会にて評価 必要により、マニュアル類の見直しにより日常業務化	【平成19年度実施内容の評価】 ダム計測データの相互確認等が適切にされていることを品質委員会で確認する。	流通事業本部	水力部門													内部チェック実施 品質委員会(5/14)による評価 マニュアル類の見直し ダム計測データ取り扱いマニュアルへの記載(10/23) ダム計測者連絡会運営要領の解説への記載(11/14)	(実施状況) 内部チェック実施後、品質委員会を開催(5/14)し評価した。 各県単位で実施するダム計測者連絡会において、データチェック方法、ダム計測者連絡会の運営方法の統一が必要との意見が出され検討した結果、ダム堆積土砂測量におけるサンプルチェック方法について「ダム諸量計測データ取り扱いマニュアル」に記載(10/23)するとともに、「ダム計測者連絡会運営要領の解説」における相互チェック方法等の見直しを実施(11/14)。 流通検討会において、日常業務化への移行が承認された(12/17)。 (課題・問題点) - (見直し内容) -	(主管部門評価結果) ダム計測者連絡会の実施状況により、本施策は趣旨に則し、有効に機能していることを確認した。 (内部監査部門評価結果) ルールの整備状況 「ダム計測者連絡会運営要領」、「ダム諸量計測データ取り扱いマニュアル」を制定し、ダム計測データの相互確認が適切実施されるルールが整備されていることを確認した。 実施状況 ルールに基づくダム計測者連絡会が各県毎に実施され、ダム計測データの相互確認が適切に実施されていることを、主管部門が実施した事業所の内部チェックの実施結果により確認した。さらに、審査部門による事業所往査においても確認した。 継続的改善の状況 継続的改善については、主管部門が定めた、内部監査実施要領、内部監査手順書に基づき内部監査が実施され、その評価が「水力・流通・通信設備品質委員会」で報告されることを議事録で確認した。	【日常業務化】 関連マニュアル類(ダム諸量計測データ取り扱いマニュアル、ダム計測者連絡会運営要領)の制定・見直しにより日常業務化とする。 関連マニュアル類に基づく業務実施、内部チェックによりPDCA管理をする。	

再発防止対策の具体的行動計画【水力】

- 凡例 -
:計画, :実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み	
						上期						下期									
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
法令遵守を徹底する業務教育の実施	電気を専門とする業務管理者への知識習得支援 2 - (日常業務化) 2 - (現行内容継続)	<p>発変電課長のダム主任会議への参加により、ダム管理等の知識を習得する支援を図った(H19/6)。</p> <p>発変電課長のダム計測者連絡会への参加により、水利使用に係る報告データの内容等について知識を習得する支援を図った(H19/11～H20/3)。</p> <p>e-ラーニング等による知識習得支援 ダム主任会議への参加 ダム計測者連絡会への参加 ダム主任会議等への参加について、準則・マニュアル類への記載による日常業務化</p>	ダム主任者会議参加時のアンケート(理解度向上結果)、ダム計測者連絡会議事録等により、支援の有効性を確認する。	流通事業本部	水力部門	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	<p>ダム主任会議へ参加(6/9～10)</p> <p>ダム計測者連絡会へ参加</p> <p>e-ラーニング等による支援</p> <p>以降、日常業務化</p> <p>準則・マニュアル類への記載</p>	<p>(実施状況) ・電気を専門とする業務管理者がダム主任会議へ参加(6/9,10)し、ダム管理等の知識を習得をした。 ・H20/4より運用開始したe-ラーニングを研修出席前に受講してもらうことによる知識習得支援を実施。(アンケートは整理済) ・水力保守に係るトラブル事例についてTV会議(6/27)により知識習得支援をした。 ・流通検討会において、日常業務化への移行が承認された(12/17)。</p> <p>(課題・問題点) -</p> <p>(見直し内容) -</p>	<p>(主管部門評価結果) ・ダム主任会議への参加時のアンケート結果等により、本施策は趣旨に則し、有効に機能していることを確認した。</p> <p>(内部監査部門評価結果) ルールの整備 土木部門業務教育要則に基づき、年度の業務教育実施計画が策定され「ダム主任研修」にはダム主任のほか電気を専門とするダム業務管理者の出席を記載していることを研修会実施の立案書により確認した。また、受講前にe-ラーニングの受講を事前学習として研修実施計画書により確認した。</p> <p>実施状況 研修会が計画通り実施されたことを研修実施結果報告により確認した。</p> <p>継続的改善の状況 継続的改善については、研修後のアンケートに基づき研修内容の評価を行い次年度への反映が行われることを研修実施結果報告書により確認した。</p>	<p>【日常業務化】 教育要則に基く毎年度の教育計画による日常業務化とする。</p> <p>教育要則に基く毎年度の教育計画によるPDCA管理をする。(研修後のアンケート結果等を含む)</p>		
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月					2月	3月
委託業務の適正性確保	法令に基づく検査業務について、業務の適法・適正性を確保するためのルール整備 2 - (日常業務化)	<p>委託先は、FAX等の手段を利用し、検査終了後、計測値等を速やかに当社へ提出するルールを設定した(～H19/6)。</p> <p>上記ルールに基づき業務を実施した(～H20/3)。</p> <p>上記ルールの定着状況・有効性について内部チェック(本社主管部門により事業所の取組みをチェック)を実施 品質委員会にて評価 準則・マニュアル類への記載による日常業務化</p>	【平成19年度実施内容の評価】 測定原データが速報値として適切に提出されていることを品質委員会で確認する。	流通事業本部	水力部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	<p>内部チェック実施</p> <p>品質委員会(5/14)による評価 準則・マニュアル類への記載</p> <p>ダム諸量計測データ取り扱いマニュアルへの記載(7/29)</p>	<p>(実施状況) ・内部チェック実施後、品質委員会を開催(5/14)し評価した。 ・本施策をダム諸量計測データ取り扱いマニュアルに記載した(7/29)。 ・流通検討会において、日常業務化への移行が承認された(11/4)。 (内燃力については、H19/11に「内燃力発電所に関する大気汚染防止管理要則」に記載しており、H20年度の見直しは無し。)</p> <p>(課題・問題点) -</p> <p>(見直し内容) -</p>	<p>(主管部門評価結果) 左記ルールが確実に実施されていることを本社が内部チェック・意見交換を行うとともに水力・流通・通信設備品質委員会においても確認しており、本施策は趣旨に則し有効に機能していることと評価。</p> <p>(内部監査部門評価結果) 以下の状況により日常業務化される仕組みが構築されていることを確認した。 ルールの整備状況 測定原データを速報値として提出するルールが規定され周知されていることを周知文(H19.4.25)により確認した。さらに、そのルールがダム諸量計測データ取り扱いマニュアルに記載(H20.7.29)されたことを立案書により確認した。</p> <p>実施状況 ルールに基づく原データの提出が確実に実施されていることを、主管部門が実施した事業所の内部チェックの実施結果により確認した。さらに、審査部門による事業所往査においても確認した。</p> <p>継続的改善の状況 実施状況の報告、評価が、水力・流通・通信設備品質委員会で実施されていることを議事録により確認した。さらに、継続的改善については、主管部門が定めた、内部監査実施要領、内部監査手順書に基づき実施されることを確認した。</p>	<p>【日常業務化】 関連マニュアル類(ダム諸量計測データ取り扱いマニュアル、内燃力発電所に関する大気汚染防止管理要則)の制定・見直しにより日常業務化とする。</p> <p>関連マニュアル類(ダム諸量計測データ取り扱いマニュアル、内燃力発電所に関する大気汚染防止管理要則)に基く業務実施、内部チェックによりPDCA管理をする。</p>
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
委託業務の適正性確保	2 - (日常業務化)	<p>当社は、委託先が実施する検査業務を必要に応じて立会し、計測値を確認・記録のうえ、委託先から提出された報告書等に記録された計測値等との照合を行うルールを設定した(H19/4)。</p> <p>上記ルールに基づき業務を実施した(～H20/3)。</p> <p>上記ルールの定着状況・有効性について内部チェックを実施 品質委員会にて評価 施策の趣旨等についての再徹底 準則・マニュアル類への記載による日常業務化</p>	【平成19年度実施内容の評価】 測定時の社員による現地立会確認および立会時記録と報告書提出記録との照合が適切に実施されているか品質委員会で確認する。	流通事業本部	水力部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	<p>内部チェック実施</p> <p>品質委員会(5/14)による評価</p> <p>施策の趣旨等の再徹底(6/9,10)</p> <p>準則・マニュアル類への記載</p> <p>ダム諸量計測データ取り扱いマニュアルへの記載(7/29)</p>	<p>(実施状況) 内部チェック実施後、品質委員会を開催(5/14)し評価した。 ・委託業務等の報告の元データと報告書のチェック記録について、何時、誰が照合したのか記載がないものがあつたため、何時、誰が照合したのかを記載するよう、ダム諸量計測データ取り扱いマニュアルに反映するとともに、本施策についても当該マニュアルへ記載した(7/29)。 ・また、ダム主任会議(6/9～10)で当該施策について再度説明・徹底を図った。 ・流通検討会において、日常業務化への移行が承認された(11/4)。 (内燃力については、H19/11に「内燃力発電所に関する大気汚染防止管理要則」に記載しており、H20年度の見直しは無し。)</p> <p>(課題・問題点) -</p> <p>(見直し内容) -</p>	<p>(主管部門評価結果) 左記ルールが確実に実施されていることを本社が内部チェック・意見交換を行うとともに水力・流通・通信設備品質委員会においても確認しており、本施策は趣旨に則し有効に機能していることと評価。</p> <p>(内部監査部門評価結果) 以下の状況により日常業務化される仕組みが構築されていることを確認した。 ルールの整備状況 クロスチェックするルールが規定され周知されていることを周知文(H19.4.25)により確認した。さらにそのルールがダム諸量計測データ取り扱いマニュアルに記載(H20.7.29)されたことを立案書により確認した。</p> <p>実施状況 ルールに基づくクロスチェックが確実に実施されていることを、主管部門が実施した事業所の内部チェックの実施結果により確認した。さらに、審査部門による事業所往査においても確認した。</p> <p>継続的改善の状況 実施状況の報告、評価が、水力・流通・通信設備品質委員会で実施されていることを議事録により確認した。また、平成19年度に審査部門の事業所往査において指摘した事項に対しては、その改善策がダム諸量計測データ取り扱いマニュアルの改正(H20.7.29)に記載されたことを立案書により確認した。</p> <p>さらに、継続的改善については、主管部門が定めた、内部監査実施要領、内部監査手順書に基づき実施されることを確認した。</p>	<p>【日常業務化】 関連マニュアル類(ダム諸量計測データ取り扱いマニュアル、内燃力発電所に関する大気汚染防止管理要則)の制定・見直しにより日常業務化とする。</p> <p>関連マニュアル類(ダム諸量計測データ取り扱いマニュアル、内燃力発電所に関する大気汚染防止管理要則)に基く業務実施、内部チェックによりPDCA管理をする。</p>
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				

再発防止対策の具体的行動計画【水力】

- 凡例 -
:計画, :実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
委託業務 の適正性 確保	牽制機能を導入・徹底 2 - (日常業務化) 2 - (現行内容継続)	<p>ダム外部変形測量業務の委託に関して、他の委託先によるサンプル測定をするルールを設定した(H19/10)。</p> <p>牽制機能の徹底を図るため、検査立会時の記録の確認と保存を明確にするルールを設定した(H19/11)。</p> <p>上記2ルールに基づき業務を実施した(~H20/3)。</p> <p>上記2ルールの定着状況・有効性について内部チェック(本社主管部門により事業所の取組みをチェック)を実施</p> <p>品質委員会にて評価</p> <p>準則・マニュアル類への記載による日常業務化</p>	<p>【平成19年度実施内容の評価】</p> <p>データ確認や現地確認による牽制機能が適切に導入・徹底されているか品質委員会で確認する。</p>	流通事業本部	水力部門	内部チェック実施												<p>(実施状況)</p> <p>内部チェック実施後、品質委員会を開催(5/14)し評価した。</p> <p>本施策(検査立会時の記録の確認と保存を明確化するルール)をダム諸量計測データ取り扱いマニュアルに記載した(7/29)。</p> <p>H20年度も引き続きサンプル測定(9/2実施依頼)を行い、その実施結果を踏まえ、本施策(サンプル測定)の継続実施についてダム諸量計測データ取り扱いマニュアルへ記載した(12/17)。</p> <p>流通検討会において、日常業務化への移行が承認された(1/26)。</p> <p>(課題・問題点)</p> <p>-</p> <p>(見直し内容)</p> <p>-</p>	<p>(主管部門評価結果)</p> <p>左記ルールが確実に実施されていることを本社が内部チェック・意見交換を行うとともに水力・流通・通信設備品質委員会においても確認しており、本施策は趣旨に則し有効に機能していると評価。</p> <p>(内部監査部門評価結果)</p> <p>ルール化の状況</p> <p>「ダム諸量計測データ取り扱いマニュアル」の中に、ダム外部変形測量業務における牽制機能がはたらく仕組みを組み入れたことを確認した。</p> <p>実施状況</p> <p>ルールに基づくダム外部変形測量業務が確実に実施されていることを主管部門の内部チェック、品質委員会で確認している。</p> <p>継続的改善の状況</p> <p>「ダム諸量計測データ取り扱いマニュアル」に毎年継続的に実施することを記載し通知していることを通知文により確認した。</p>	<p>【日常業務化】</p> <p>関連マニュアル類(ダム諸量計測データ取り扱いマニュアル)の制定・見直しにより日常業務化とする。</p> <p>関連マニュアル類(ダム諸量計測データ取り扱いマニュアル)に基づく業務実施、内部チェックによりPDCA管理をする。</p>

【注】内燃力に係る再発防止対策について : 流通事業本部は、発電設備のうち水力と少数ではあるが内燃力を維持管理しており、「再発防止対策の具体的行動計画【水力】」の中には内燃力も含まれている。

再発防止対策の具体的行動計画【火力】

- 凡 例 -
:計画, :実績

【不正を隠さない仕組み・風土づくり】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主要箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み	
						上期						下期									
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
悩みを言い出せる企業風土・職場風土づくり	ナレッジシステム()活用による情報共有の促進 2 - (日常業務化) 2 - (見直し後継続)	<p>a. 不適切事案, 再発防止策の登録【完了】</p> <p>b. ナレッジシステムにおいて分野別の情報支援, 意見交換の実施 検索結果を参照し易くする対策の実施 運用説明会の実施 活用状況の把握, 情報提供 歯止め・まとめ(品質管理担当による事業所訪問による確認含む) ナレッジシステムの活用方法を業務要領等へ織り込み日常業務化</p>	ナレッジシステムが業務に活用されていることを品質管理担当の事業所訪問により確認する。	品質管理	火力部門														<p>(実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 検索機能向上対策として, 検索結果のファイル出力が「内容」「ノウハウ」等含めてできるよう改良(5/23完了) 運用説明会(6/9~7/29) 1Q活用状況報告(7/23) 2Q活用状況報告(10/10) 事業所訪問による確認(11/19~12/1) <p>(見直し内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策実施過程で工程の一部見直し 	<p>(主管部門評価結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> システム機能の向上, 運用説明会等の実施により, 12月末現在のコミュニティ参加人員は9割を超え, アーカイブ登録件数も1万3千件超と着実に増加しており, 定着化が浸透したものと判断する。なお, アーカイブに登録するトラブル事例については, 更なる活用を図るため運用説明会による説明, 指導を行うとともに, 登録済みデータを精査し, うち1,581件について修正を行うなど, 活用性向上のためのデータ整備を実施した。 今後は策定した業務要領に則り日常業務として実施する。 <p>(内部監査部門評価結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記の確認結果により, 日常業務化は妥当であると評価する。 ルール化の状況 ナレッジシステムの運用説明資料が作成され, また2月異動後に改正する「業務および職位の編成表」において, 火力品質管理担当の業務項目に「火力ナレッジ支援システム運用総括」を追記予定であることを確認した。 <p>実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> システムの運用説明会を全発電所で実施して活用を働きかけ, コミュニティの登録人数は9割を超え, システムの利用数・アーカイブ登録数ともに確実に増加していることを, 利用状況資料により確認した。 ただし, コミュニティ登録人数は, 100%登録済の発電所が多い中において, 一部では登録率が低い発電所もある。今後も全員登録に向けて取り組まねたい。 システムの利用状況を四半期毎に整理し, 報告していることを確認した。 本社主管箇所の事業所訪問を全発電所で実施し, 出された意見を集約し, システム改善等にフィードバックしていることを確認した。 <p>継続的改善の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所意見の反映による, 新たな「廃棄物」コミュニティの設置や, 既に登録済のデータをより検索しやすくするように修正登録などの改善を都度実施していることを確認した。 次年度は, 今年度分を補充する説明会を実施し, その場での意見等をもとにシステム運用資料を更新する計画であることを確認した。 	<p>(日常業務化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 火力部門ホームページへのナレッジ支援システムの常時設置, 操作マニュアルの掲示, 「業務および職位の編成表」への業務内容記載により日常業務化とする。 第1四半期にシステムの補完説明, 活用事例紹介を実施するとともに, 四半期毎の活用状況調査結果に基づき, 運用マニュアルの充実等を実施することにより, PDCA管理をする。
	本社に技術的相談が出来る部署を設置(対策済) 2 - (日常業務化)	<p>a. 現場の技術相談窓口として品質管理担当・環境管理担当の設置および業務内容の周知(H19.2実施済み)</p> <p>【日常業務化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常業務化した根拠 技術相談窓口を設置し, 全社電話帳および火力部門ホームページに掲載した。 技術的相談窓口として認識され, 機能していることを確認した。 移行後のPDCAの取組み方法 火力品質管理担当が各事業所を訪問し, サポート体制について意見交換を実施しPDCAサイクルを回していく。 相談窓口としての設置周知は電話帳, 火力ホームページに掲載済み。 <p>b. 社外情報・法令改正情報の発信, 他社・他産業から得られた教訓的確な反映, 技術情報の収集・発信</p> <p>【日常業務化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常業務化した根拠 「全社保安情報データベース」を運用開始した。 情報の収集, 発信は「火力関係保安業務管理要則」に規定した。 移行後のPDCAの取組み方法 情報の収集, 発信は「火力関係保安業務管理要則」の規定に基づき実施する。 																			
	行政とのコミュニケーションの充実 2 - (日常業務化) 2 - (現行内容継続)	<p>a. 平常時においては業務運営に関する情報提供や意見交換等のコミュニケーションを通じた行政との信頼関係の構築</p> <p>b. 異常発生時における報告・連絡体制の確認</p> <p>c. 適切な業務推進のため積極的な相談</p> <p>積極的な面談の実施(情報提供, 説明, 相談, 報告)</p> <p>コミュニケーション活動結果(件数および対応時の行政側の感触)の把握</p> <p>品質管理担当による事業所訪問時にコミュニケーション活動の定着化について確認・評価し, 業務運営方針へ展開</p>	行政とのコミュニケーション活動が定着していることを品質管理担当の事業所訪問により確認する。	品質管理	火力部門														<p>(実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各所の情報交換件数の整理と情報提供(7/16) 9月末時点の各所の情報交換件数の整理と情報提供(10/15) 事業所訪問による確認(11/19~12/1) 12月末時点の各所の情報交換件数の整理と情報提供(1/9) 評価および今後の活動方針策定(1/9) <p>(見直し内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策実施過程で工程の一部見直し 	<p>(主管部門評価結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション活動件数は12月末現在 1,093件(月平均 11件/所・月)であり, 積極的なコミュニケーション活動を展開, 継続していることが確認できた。 品質管理担当による事業所訪問において, 活動に対する行政側評価としては概ね良好な評価を得ていることを確認しており, 活動が定着化していることと判断する。 今後は業務運営方針へ展開し, 日常業務化する。 <p>(内部監査部門評価結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記の確認結果により, 日常業務化は妥当であると評価する。 ルール化の状況 同施策の評価書の中に「今後の対応」として, 「今後は業務運営方針書へ展開し実施する」旨が記載され, 部内決定されていることを確認した。 <p>実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 12月末で発電所と地域行政とのコミュニケーション活動は1,093件に及び, 前年同月より増加していることを確認した。 本社主管箇所の事業所訪問を全発電所で実施し, コミュニケーション活動時の行政側の印象や評価について聞き取り, 全体的に良好な評価を得ていることを確認した。 <p>継続的改善の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価書により, 次年度は「行政側の印象, 評価」に絞ったコミュニケーション活動後の情報整理に見直す計画を確認した。 情報整理の方法は, 一発電所で実施した情報整理手法を水平展開に他の発電所に周知する計画を確認した。 	<p>(日常業務化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務運営方針へ織り込むことにより日常業務化とする。 業務運営方針に明記し, 行政とのコミュニケーションに取り組みとともに, 当社に対する行政側の印象, 評価を記録する。また, 火力品質管理担当が年1回全事業所を訪問, 事業所のコミュニケーション記録により実施状況を把握し, 参考事例等を全事業所へ水平展開することにより, PDCA管理をする。

再発防止対策の具体的行動計画【火力】

- 凡 例 -
:計画, :実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主要箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
コンプライアンス最優先の視点の踏まえたルール・マニュアル類の見直し	<p>コンプライアンス最優先の業務運営の徹底 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを業務運営方針へ織り込み、実施する。</p>	<p>2 - (日常業務化) 2 - (現行内容継続)</p> <p>a. コンプライアンスを最優先に進めることによって「お客さまに満足いただき信頼を獲得できる事業活動の推進」に取り組むことを業務運営方針に明記 業務運営方針へコンプライアンス最優先の業務運営を明記していることを確認 方策の実施状況を確認 評価結果を踏まえ業務運営方針へ織り込み日常業務化</p>	<p>業務運営実施状況報告によりコンプライアンス最優先の業務運営が行われていることを確認する。</p>	火力総括	火力部門	業務運営方針の策定通知(2/27)											<p>(実施状況) ・業務運営方針の策定通知(2/27) ・業務運営方針にコンプライアンス最優先の業務運営を明記していることを確認(4/15) ・各所実施状況を確認し、部長が所長へ継続した取組みを指示(7/24) ・各所実施状況を確認し、部長が所長へ継続した取組みと所長の役割の重要性について指示(10/29) ・評価および業務運営方針への展開完了(1/14)</p> <p>(見直し内容) ・施策実施過程で工程を一部見直し</p>	<p>(主管部門評価結果) ・全事業所ともに、業務運営方針に目標、方策を策定し、確実に実施しており、コンプライアンス最優先の業務運営が行われていることを確認した。 ・今後は業務運営方針による取組みを恒常化し、日常業務化する。</p> <p>(内部監査部門評価結果) ・下記の確認結果により、日常業務化は妥当であると評価する。 ・ルール化の状況 ・同施策の評価書の中に「次年度への反映」として、「業務運営方針書へ明記し継続的に確実に実施する」旨が記載され、評価書が部内決定されていることを確認した。 実施状況 ・7月および10月の所長会議において、各発電所長からコンプライアンス最優先の業務運営を確実に実施していることが報告され、部長から発電所長へ継続して実施するよう指示したことを、議事録により確認した。 継続的改善の状況 ・業務運営方針書に記載する具体的施策については、各施策の今年度結果を踏まえ、次年度施策に反映していくことを聞き取りで確認した。</p>	<p>【日常業務化】 業務運営方針へ織り込むことにより日常業務化とする。 事業所の業務運営方針に施策を織り込み、また、その活動状況を所長会議で定期的に確認、評価し、必要な指導、助言を実施することにより、PDCA管理をする。</p>	
	<p>品質管理システムの見直し 2 - (日常業務化)</p> <p>コンプライアンスの観点に立った品質管理の見直し</p>	<p>a. 法律に立脚していることの明確化(今回の不具合事案を反映) b. あいまいな表現の排除(都合解釈のきかないものにする) c. 上位管理職を含めた教育・訓練の充実 【日常業務化】 日常業務化した根拠 ・“法律に立脚していること”および“あいまいな表現の排除”について「品質管理システム」を点検し、「品質管理システム」の規定内容を見直した。 ・教育・訓練として内部監査員スキルアップ研修を実施した。 移行後のPDCAの取組み方法 ・見直し内容に基づく品質管理活動は、「品質管理システム」の規定に基づき実施する。 ・「品質管理システム」の改善が必要と認められた場合は、「品質管理システム」の規定に基づき改訂を行う。</p>																		
	<p>環境管理システム(EMS)の見直し 2 - (日常業務化)</p> <p>環境方針の見直しおよび内部監査の充実</p>	<p>a. 環境方針の見直し b. 環境側面の抽出、著しい環境側面の追加登録(H19.1実施済み) c. 法的およびその他要求事項について基準値を追記(H19.1実施済み) d. 内部、外部監査等についてシステム中心から環境管理の実施内容も重点に監査 【日常業務化】 日常業務化した根拠 ・「環境方針」「大気、排水、海水温度等環境に関する管理事項」「環境管理教育の充実」および「環境管理相互点検」について、「環境管理システム」を点検し見直した。 ・環境内部監査により、適切にシステムの運用が実施されていることを確認した。 移行後のPDCAの取組み方法 ・見直し内容に基づく環境管理活動は、「環境管理システム」の規定に基づき実施する。 ・「環境管理システム」の改善が必要と認められた場合は、「環境管理システム」の規定に基づき改訂を行う。 ・環境内部監査は「環境管理システム」の規定に基づき実施する。</p> <p>e. 関係者に対する環境管理勉強会の開催(4回/年)(H19.2第1回実施済み) 【日常業務化】 日常業務化した根拠 ・環境管理勉強会は「環境管理システム」に基づき実施した。 移行後のPDCAの取組み方法 ・環境管理勉強会は「環境管理システム」の規定に基づき実施する。</p>																		
	<p>法令説明・解釈集の充実 2 - (日常業務化) 2 - (見直し後継続)</p> <p>法令説明・解釈集のレビューを確実に実施する仕組みを整備するとともに、法令説明・解釈集の点検を行い充実を図る。</p>	<p>a. 業務フローに沿った法令説明・解釈集の作成 ・業務に関係する法令や協定等を洗い出した説明・解釈集の作成および法令改正レビューの確実実施 法令説明・解釈集の作成(H19年度に実施済み) 法令説明・解釈集の見直し手順等を定めた運用要領を作成 運用要領に基づき法令説明・解釈集の点検を実施 運用要領により日常業務化</p> <p>b. 業務要領書の見直し、充実 【再発防止対策(不具合が発生した場合のルール・明確化)にて実施済み】</p>	<p>法令説明・解釈集が運用要領に基づき適切に点検され充実が図られていることを確認する。</p>	品質管理	火力部門	運用要領の作成(6/27完了)											<p>(実施状況) ・「法令・協定の手引き」見直し要領書の作成(6/27完了) ・法令改正情報「ツール」法令 FOCUS 契約(7/30)、運用開始(8/1)(9/9) ・計量法の手引書内容を一部変更(9/9) ・12/25 評価完了</p> <p>(見直し内容)</p>	<p>(主管部門評価結果) ・「法令・協定の手引き」の改正の把握の方法、記載改正、周知等の一連の手順を明確にした「法令・協定の手引き見直し要領書」を作成し、6月間試用した結果は良好であり、今後は本要領書を正式運用することをもって日常業務化する。</p> <p>(内部監査部門評価結果) ・下記の確認結果により、日常業務化は妥当であると評価する。 ・ルール化の状況 ・電源事業本部(火力)ホームページに掲載する「法令・協定の手引き」を、法令改正に伴い変更・維持するための「法令・協定の手引き」見直し要領書を制定し運用していることを確認した。 実施状況 ・「法令 FOCUS」により自動送信させる法令改正情報や、発電所での公害防止協定見直し等の情報を受け、要領書に従い速やかに手引きの変更、維持が行われていることを確認した。 ・「法令 FOCUS」により自動送信させる法令改正情報は、改正に関して留意すべき事項等を火力品質管理担当で付記した上で、週単位で全発電所に情報提供していることを確認した。 継続的改善の状況 ・改正情報や発電所からの指摘に基づき、ホームページ手引きの追記訂正、を都度行っていることを確認した。 ・評価書により、「法令・協定の手引き」見直し要領書のレビューを行っていることを確認した。</p>	<p>【日常業務化】 「法令・協定の手引き」見直し要領書により日常業務化とする。 策定した「法令・協定の手引き見直し要領書」に則り、PDCA管理をする。</p>	

再発防止対策の具体的行動計画【火力】

- 凡 例 -
:計画, :実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主要箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
改ざんを防ぐ仕組みづくり	記録改ざん防止対策の確実な実施 2 - (日常業務化) 2 - (現行内容継続) 「改ざん防止とそのチェックが可能な仕組み(H19年度実施済)」を環境管理システムへ織り込み確実に実施する。 a. 改ざん防止とそのチェックが可能な仕組みの策定(施工会社の記録がそのまま当社書類となるしくみの確立) 「改ざん防止とそのチェックが可能な仕組み」の策定(H19年度実施済) 策定した仕組みの環境管理システムへの織り込み 環境内部監査により運用状況を確認・評価 環境管理システムにより日常業務化 環境内部監査により、改ざん防止対策とそのチェックが可能な仕組みが適切に運用実施されていることを確認する。	a. 改ざん防止とそのチェックが可能な仕組みの策定(施工会社の記録がそのまま当社書類となるしくみの確立) 「改ざん防止とそのチェックが可能な仕組み」の策定(H19年度実施済) 策定した仕組みの環境管理システムへの織り込み 環境内部監査により運用状況を確認・評価 環境管理システムにより日常業務化 環境内部監査により、改ざん防止対策とそのチェックが可能な仕組みが適切に運用実施されていることを確認する。	環境内部監査により、改ざん防止対策とそのチェックが可能な仕組みが適切に運用実施されていることを確認する。	環境管理	火力部門	環境管理システムへの織り込み 5/21	環境管理システムによる運用											(実施状況) ・「公害防止管理者による環境計測業務等の立会要領」「環境計測結果の転記・計算ミス防止ソフト作成実施要領」を環境管理システムへ織り込み、「環境計測業務実施要領(事業所)」を制定(5/21) ・環境管理システムの見直しにより、「環境計測業務実施細則」として制定変更(7/29) ・環境内部監査による確認(11/28-12/25)、評価(1/14) (見直し内容) ・施策実施過程で工程の一部見直し	(主管理部門評価結果) ・環境管理システムに織り込み、二次管理文書として制定した「環境計測業務実施細則」(当初、「環境計測業務実施要領(事業所)」)を6月間運用した結果は良好であり、今後は環境管理システムとして運用することをもって日常業務化する。 (内部監査部門評価結果) ・下記の確認結果により、日常業務化は妥当であると評価する。 ・ルール化の状況 ・環境計測記録改ざん防止の仕組みが、環境管理システムの二次文書として新たに制定した「環境計測業務実施細則」に規定され、発電所間で統一した運用とするようルール化されていることを確認した。 実施状況 ・環境管理システムに則して実施されていることを環境内部監査により確認し、その結果重大な指摘事項はなく、適切に運用されていることを、環境内部監査報告書により確認した。審査部門の事業所往査においても適切な実施を確認しており、齟齬はない。 ・継続的改善の状況 ・今後は環境管理マニュアルの規定に従って、今年度内に環境内部監査報告書をもとに火力部門で環境委員会、マネジメントレビューを実施し、システムの改善を行う計画であることを環境管理計画書により確認した。	(日常業務化) 環境管理システム、環境計測業務実施細則に織り込むことにより、日常業務化とする。 環境管理システムに則り、PDCA管理をする。
						[日常業務化] 日常業務化した根拠 ・計器・ソフトウェアの改ざん防止対策として「環境監視計器保守管理基準」および「火力制御システム保守管理要則」を制定した。 移行後のPDCAの取組み方法 ・計器・ソフトウェアの保守は「環境監視計器保守管理基準」および「火力制御システム保守管理要則」により実施する。 ・「環境監視計器保守管理基準」および「火力制御システム保守管理要則」の改善が必要と認められた場合は、「規程通達類管理規程」に基づき改訂を行う。														
委託業務の適正性確保	委託・請負業務の健全な取引関係の適正性の確保 2 - (日常業務化) 2 - (見直し継続) 「第三者機関による牽制機能の導入と検査業務の適正性確保のための仕組み(共にH19年度実施済)」を環境管理システムおよび業務委託契約書に織り込み確実に実施する。 また、第三者機関による測定結果に基づく実効性の評価を行う。	a. 委託業務の健全な取引関係の構築 ・年間業務の中で適宜、第三者機関の測定等の組入れ H19年度に実施した結果の妥当性評価 第2回目の第三者機関による測定実施 第2回目結果を踏まえた妥当性評価 「第三者機関による牽制機能」の環境管理システムへの織り込み 環境内部監査により運用状況を確認・評価 環境管理システムにより日常業務化 b. 検査業務の適正性確保のためのルール設定 ・計測値と報告書との照合 ・検査状況写真を報告書へ添付 ・報告書への適正性保証の明記 ・検査業務への当社社員の立会 検査業務の適正性確保のためのルール作り(H19年度実施済) 「検査業務の適正確保のための仕組み」の環境管理システムへの織り込み 「検査業務の適正確保のための仕組み」の業務委託契約書への織り込み 環境内部監査により運用状況を確認・評価 環境管理システムおよび業務委託契約書により日常業務化	[平成19年度実施内容の評価] グループ委託先と第三者機関のデータ突合せを行い、妥当性を確認する。 [平成20年度実施内容の評価] 第2回目結果についてグループ委託先と第三者機関のデータ突合せを行い、妥当性を確認する。 環境内部監査により、環境管理システムに基づき第三者機関による牽制機能が適切に運用実施されていることを確認する。	環境管理	火力部門	H19年度の実施結果の妥当性評価 (4/2)	第2回目結果を踏まえた妥当性評価 1/7完了											(実施状況) ・H19年度第三者機関による環境計測業務測定結果に対する総合評価実施(4/2) ・第三者機関による測定実施(4/16; 下松) ・第三者機関による環境計測業務実施要領、「公害防止管理者による環境計測業務等の立会要領」「法令に基づき(環境計測検査業務の運用実施要領)を環境管理システムへ織り込み、「環境計測業務実施要領(事業所)」を制定(5/21) ・環境管理システムの見直しにより、「環境計測業務実施細則」として制定変更(7/29) ・環境内部監査による確認(11/28-12/25)、評価(1/6) ・「化学分析業務委託契約書(標準版)」作成(12/1)、各発電所は12月中に個別契約を行い運用開始するよう指示(12/1) ・全発電所個別業務委託契約完了(12/26) ・第三者機関による第2回目環境計測業務測定結果を踏まえた妥当性評価完了(1/7) (見直し内容) ・施策実施過程で工程の一部見直し	(主管理部門評価結果) ・環境管理システムに織り込み、二次管理文書として制定した「環境計測業務実施細則」(当初、「環境計測業務実施要領(事業所)」)を6月間運用した結果および第三者機関による妥当性評価結果は良好。また、「検査業務の適正確保のための仕組み」を業務委託契約書に反映済みであり、今後は環境管理システムとして運用することをもって日常業務化する。 (内部監査部門評価結果) ・下記の確認結果により、日常業務化は妥当であると評価する。 ・ルール化の状況 ・環境測定委託業務の適正性担保のための「第三者機関による牽制機能」および「検査業務の適正性確保のための仕組み」を、環境管理システム二次文書「環境計測業務実施細則」に規定していることを確認した。 ・委託先との業務委託契約書に「検査業務の適正性確保のための仕組み」の内容を織り込んで見直し、全発電所で契約締結していることを、契約書の写しにより確認した。 実施状況 ・環境管理システムに則して実施されていることを環境内部監査により確認し、その結果重大な指摘事項はなく、適切に運用されていることを、環境内部監査報告書により確認した。審査部門の事業所往査においても適切な実施を確認しており、齟齬はない。 ・第三者機関による環境測定結果と委託先測定結果を比較検討し、有意な問題がないことを、第三者機関による環境計測業務測定結果に対する総合評価書により確認した。 ・業務委託契約書は、検査業務の適正性確保のための仕組みとして必要な項目が織り込まれていることを、契約書の写しにより確認した。 継続的改善の状況 ・今後は環境管理マニュアルの規定に従って、今年度内に環境内部監査報告書をもとに火力部門で環境委員会、マネジメントレビューを実施し、システムの改善を行う計画であることを環境管理計画書により確認した。	(日常業務化) 環境管理システム、環境計測業務実施細則に織り込むことにより、日常業務化とする。 環境管理システムに則り、PDCA管理をする。
						環境管理システムへの織り込み 5/21 環境管理システムによる運用 業務委託契約書への織り込み 化学分析業務委託契約書(標準版)作成、各発電所は12月中に個別契約を行い運用開始するよう指示 12/1 発電所個別契約(12/26完了) 業務委託契約書による運用 環境内部監査(11/28-12/25)評価 1/6完了														

再発防止対策の具体的行動計画【原子力】

- 凡 例 -
:計画, :実績

【不正をしない意識・正す姿勢】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
コンプライアンス最優先の徹底	AP1 QMS高度化の実施（方針・メッセージの周知） 1 - （対策完了）	原子力発電所の安全・安定運転および良好な職場風土を醸成するため、より高度な品質システムを構築する。																		
	AP4 効果的なマネジメントレビューの実施（3）原子力品質方針の改正 2 - （日常業務化等、恒常的な取り組み）	トップマネジメントがその役割と権限を十分に発揮できる、マネジメントレビューのシステムを構築する。	効果的なマネジメントレビューの実施（3）原子力品質方針の改正【日常業務化】 マネジメントレビュー基本要領に基づき、品質方針に基づく品質目標を設定してQMS活動を実施。品質方針、品質目標変更の必要性はマネジメントレビューにて評価する。																	
コンプライアンス教育の充実	AP5 良好なコミュニケーションと明るい職場づくり（4）安全文化醸成施策の実施 2 - （日常業務化等、恒常的な取り組み） 2 - （現行内容継続）	QMS高度化で実施してきた取り組みを加速して安全文化醸成施策を実施し、不適切な事案が再発しない組織風土を確かなものとしていくとともに、国からの要求に対応できるような施策を策定・実施する。 ・原子力安全文化醸成要則に基づく活動を実施 ・安全文化醸成方針を策定 ・各組織が安全文化醸成施策を実施。 ・原子力部門独自のアンケートを実施し、安全文化の経年的な醸成度合いを分析する。	・アンケートを実施し、安全文化の醸成度合いを分析・評価する。 ・活動および分析・評価結果は、QMS推進者会議、原子力品質保証委員会で審議し、マネジメントレビュー（MR）で社長へ報告する。 ・分析・評価の結果を踏まえ、改善策を検討し、次年度計画へ織り込む。	電源事業本部（原子力品質保証）	原子力部門	4/1 基本方針制定 活動方針通達 6/10 原子力品質保証委員会 活動計画の報告 個別施策計画、実施 5/28 社長メッセージ発信 11/13 MR MR 1/21 活動状況を事務局へ報告	再発防止対策の有効性意識調査（所屬長対象）(9/30～10/15) 結果分析・評価 改善策検討 評価・改善の詳細手順検討	（実施状況） 社長による原子力安全文化醸成に関する基本方針（4月制定）に基づき、平成20年度の活動計画を策定し、各所で活動を実施中。 過去のトラブル等を手がかりに、原子力部門の「あるべき姿」を具現化し、これを評価の観点とするアンケート項目を作成。8月に原子力部門全員を対象にアンケートを実施し、分析結果に基づき改善策を策定のうえ、2月にマネジメントレビューにて社長へ報告する予定。 また、原子力安全文化醸成活動の評価・改善の詳細手順を平成21年1月に制定。今後は、定めた評価・改善プロセスにより、日常業務として安全文化醸成活動を評価・改善していく。 （課題・問題点） なし （見直し内容） -	（主管部門評価結果） 原子力安全文化醸成活動のPDCAを回す体制、および安全文化の評価指標を平成19年度に構築し、20年度はそれに沿って着実に活動を実施している。構築した評価指標に基づく評価結果は全般的に「良好」であり、また再発防止対策の有効性調査結果も20年3月調査時点より評価ポイントが上昇しており、一連の再発防止対策の効果はあがっていると評価する。 更に、安全文化醸成活動を評価し、評価結果を改善につなげる詳細手順を定め、安全文化の劣化兆候を検知し改善する仕組みを構築した。これらにより、再発防止を確実にする仕組みが確立されたと評価する。 以上の活動および分析評価結果は、1月QMS推進者会議、原子力品質保証委員会で審議し、2月マネジメントレビューで社長に報告予定。 （内部監査部門評価結果） （下記参照）	【日常業務化】 原子力安全文化醸成要則、原子力安全文化醸成活動の評価・改善手順書の制定により、日常業務化する。 今後、原子力安全文化醸成活動の評価・改善プロセスにより、日常業務として本活動を改善していく。										

（内部監査部門評価結果）

- ・社長のコミットメント「安全文化醸成方針」が平成20年4月1日に公布され、平成19年度に制定した原子力安全文化醸成要則に基づきQMS適用組織が、原子力安全文化醸成計画を策定し、実施し、評価する活動をしていること、および、その結果はマネジメントレビューにおいて、社長へ報告することを確認した。
- ・安全文化の定着度・浸透度を把握するためのアンケート調査を実施し、安全文化の評価要素毎に安全文化醸成度を分析・評価した結果をQMS適用組織に説明、周知することにより醸成度や弱みを明らかにしている。また、アンケート調査の結果はマネジメントレビューにおいて、社長へ報告していることを確認した。
- ・原子力安全文化醸成活動の評価・改善プロセスについては、「原子力安全文化醸成活動の評価・改善手順書」にて仕組みが構築されていることを立案決定票にて確認した。（平成21年1月施行）
- ・今後の取り組みとしては、上記手順書により、アンケート調査で検出した弱みを改善する施策を検討し次年度計画へ反映させること、日常業務として安全文化醸成度を評価・改善していくことを聞き取った。

以上から安全文化醸成の取り組みについて、継続的にPDCAが回る仕組みが構築され運用しており有効に機能していると評価する。

再発防止対策の具体的行動計画【原子力】

- 凡 例 -
計画, 実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
保安確保の徹底	AP8 国からの行政処分に関する取り組み(3)検査制度見直しに対する対応 2 - (日常業務化等,恒常的な取組み)	原子力安全委員会決定を踏まえ,原子力安全・保安院の「検査の在り方に関する検討会」において提言された新たな検査制度の導入に向けた制度設計(保全計画の充実等)への対応を行う。	国からの行政処分に関する取り組み(3)検査制度見直しに対する対応【日常業務化】 日常業務として,当社の保安規定変更認可申請および保安規程変更届出の都度,保全プログラム,保全計画書の内容が妥当であるかを,当社が行ってきたこれまでの点検結果および他社の計画書等を参考に評価することとし,原子力運営担当の業務実施計画に織り込み確認する。																	
	AP8 国からの行政処分に関する取り組み(4)直近の定期検査における特別な定期検査 1 - (対策完了)	直近の定期検査において,国(NISA,JNES)が実施する特別な検査を受検する。	・1号機第27回定期検査の確実な実施 ・行政処分に関する取組の適切な実施 ・特別な検査の受検	島根原子力発電所技術課	原子力部門												5/14完了(1号機27回定期検査終了) ・行政処分に関する取組確認 ・特別な検査受検	(実施状況) 平成20年5月14日,島根1号機第27回定期検査終了により対策完了。 (課題・問題点) - (見直し内容) -	(主管部門評価結果) 島根2号機第14回,島根1号機第27回の定期検査で,国の指示に基づく特別な検査への対応を実施。検査前状態(条件)の確認等を追加して実施され,この検査を通じ当社の確実な操作等について評価を頂いていると受け止めている。 (内部監査部門評価結果) 1号機第27回の定期検査終了証が経済産業省から平成20年5月14日発行され特別な検査が終了したことを確認した。	[完了]
	AP8 国からの行政処分に関する取り組み(5)特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督への対応 1 - (対策完了)	島根原子力発電所に対する特別原子力施設監督官による特別な監督・監督	[完了]																	
	AP8 国からの行政処分に関する取り組み(6)制御棒引き抜け等の報告義務化 2 - (日常業務化等,恒常的な取組み) 2 - (現行内容継続)	国からの行政処分に関する取組み	設備改造の基本方針は,策定済み。次回定期検査において設備改造し,環境が整い次第手順書化する。 ・制御棒引き抜け防止に係る設備改造およびその手順書の内容について,原子力発電保安運営委員会で審議し,マネジメントレビューで社長へ報告する。	島根原子力発電所電気保修課	原子力部門												7/15保安運営委員会 2号機INT機能設置工事 2号機INT納入図書検討 2号機INT機能設置工事手順書検討 1/8 保安運営委員会 手順書改正・施行 凡例 INT:インターロック	(実施状況) 制御棒引き抜け防止に係る設備対策の詳細検討を終了し,平成20年7月の原子力発電保安運営委員会審議を経て,9月より島根2号機工事実施。10月に工事完了し,12月までに業務引継ぎ実施。平成21年1月,同委員会での手順書改正審議(1/8)を経て,運用を開始(2月予定)。 (1号機は平成21年度に実施) (課題・問題点) なし (見直し内容) -	(主管部門評価結果) 島根2号機の対策に関しては計画どおりに工事を完了し,平成21年1月の原子力発電保安運営委員会審議を経て運用を開始(2月予定)。本対策により,他プラントで発生した制御棒引き抜け事象は防止できると評価する。 なお,1号機の対策は,2号機の実績を踏まえ,日常業務として平成21年度に実施する。 以上は,2月マネジメントレビューで社長に報告予定。 (内部監査部門評価結果) 制御棒引き抜け防止に係る設備対策および手順書改正に係る原子力発電保安運営委員会の審議の結果について,議事録で確認した。手順書の改正は,2月に立案することを聞き取った。以上から制御棒引き抜け防止に係る設備対策は,適切に実施されていると評価する。	[日常業務化] 島根2号機設備別運転要領書(原子炉設備)の制定により,日常業務化とする。 島根1号機の対策は,2号機の実績を踏まえ,日常業務として平成21年度に実施する。

